

平成16年9月27日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	口	賢	治
企	画	北	村	建	治
総	務	山	本	克	樹
財	政	藤	田	洋	一 郎
市	民	堤		節	代
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	平	石		和
福	祉	中	村		和
事	務	中	橋		孝
所	長	中	岡		俊
長		福			
補	佐	中	川		
保	険	中	家		敏
健	康	藤	浦		
課	長	松	林		雅
長		栗	手		清
農	林	井			
水	産	森			久
課	長				
長					
商	工	小	野	原	利
観	光	北	村		和
課	長	中	村		博
長		中	村		博
都	市	中	村		博
建	設	谷	口		秀
課	長				
長					
環	境	一	ノ	瀬	健
下	水	江	口		
道	課				
課	長				
長					
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
長					
建	設				
環	境				
部	調				
整	室				
長					
水	道				
課	長				
長					
収	入				
役	職				
務	代				
理	者				
長					
会	計				
課	長				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼					
生	涯				
学	習				
課	参				
事					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				
員					

平成16年9月27日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 閉会中継続審査申出
- 日程第3 議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について（総括質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第4 意見書第6号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第5 意見書第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）
- 日程第6 意見書第8号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時1分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第48号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月14日の本会議において、決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議

案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成16年9月16日

鹿島市議会議長 小池 幸 照 様

決算審査特別委員会

委員長 山 口 瑞 枝

決算審査特別委員会審査報告書

平成16年9月14日の本会議において付託されました、議案第48号「平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月16日委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長山口瑞枝君。

○決算審査特別委員長（山口瑞枝君）

皆さんおはようございます。それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、監査委員から決算審査の報告がありましたので、以下その概要を申し上げます。

本年度の給水戸数は9,055戸で、前年度に比べ実質43戸、0.48%増加しているものの、給水人口は2万8,664人で、前年度に比べ193人減少している。配水量は311万1,314立方メートルで、前年度に比べて13万2,192立方メートル、4.08%減少している。

本年度の経営状況は、給水収益で前年度より13,652,476円、2.52%減少しているが、事業収益全体に占める割合については、前年度より0.11ポイント増加している。一方、事業費は前年度より24,305,310円、4.69%減少し、給水単価204円09銭が給水原価190円56銭を上回っており、この結果、経営成績を示す経常損益計算書では、48,958,154円の経常利益となっている。

また、審査結果として、1、資本的収支について、2、収益的収支について、3、経営状況の分析についての3項目の説明がありました。

以上、審査結果の概要と意見が述べられ、直ちに質疑に入りましたので、以下、質疑の内容を御報告いたします。

質問1 純利益48,958,154円が出ていることについて、給水原価が190円56銭で、前年度より原価が下がっているが、給水原価は毎年変わっていくのか。

答弁 給水原価は費用割る使用水量であり、使用水量というのは蛇口から出る水の量で、

費用も年々変わるし、使用水量も毎年変わり、単価が変わっていく。

質問 給水戸数はふえているが、給水人口は減少しているということであるが、娯楽施設が 23.24%という落ち込みについての説明を。

答弁 娯楽施設ということでは特別に上がっていないが、パチンコ店あたりがかなり減っているというふうに思っている。

質問 新設工事で10,000千円以上の重契が2件あっているが、2件とも同一業者になっているが、何か条件というのがあるのか。

答弁 県の等級に準じた市内のA級業者ということで、市内が4社、市外が2社ということで6社で入札された結果である。

質問 業務委託の状況は。契約の種類について。

答弁 業務委託については競争入札で、一般的工事については10,000千円以下（304ページで訂正）は随契となっている。

質問 水道料金の原価で供給原価、単価それぞれいい方向に向かったという中身で、すばらしい経営状況がなされていると思われるが、中身を得た要因についてどのような見解を持たれているのか。また、計画的な経営については。

答弁 収益的収支については年々利息の方が下がっていく仕組みになっており、それに人件費、物件費とも相当抑制してきた結果と思っている。3条予算、これは企業会計でいうと損益の分については年々利息が減ってくるので、収益はそこそこに出てくる。ただ、問題は4条予算、これは資金繰りのことですが、資金繰りの償還金が今からどんどんふえていきますので、その分については補てんする財源が不足を生じ、22年ぐらいまでは今の水道料の中で何とか補てんしていけるが、あとの分については今の減債積立金等の取り崩しが必要になってくると思っている。

質問 ダム進捗状況と6拡事業については先行投資はしないということであるが、今どういう状況なのか。また、先行投資をしない中での見通しは。

答弁 ダムは現時点では計画どおり平成19年3月完了の見通しで、予定どおりである。先行投資については、今のところ建設利息、ダム負担金、これだけは一応支出している。工事関係はない。鹿島市はダムの水に頼ることなく100%地下水でいくということを常識化してもらっている。

質問 鹿島市は安全でおいしい水ということで、市民に対して安全だ、おいしいということアピールする必要があるのでは。浄水器などわざわざ高い器具をつけなくても鹿島の水はやっていけるという根拠を市民に示すことが大切では。市民が水に対する神経をとがらせているという状況の中でこのことはやるべきでは。

答弁 水質検査については基準も厳しくなり、今年度から回数、項目がふえている。水質についての公開はしっかりしていかなければならないと思っている。インターネット、

ホームページ、市報等でも考えている。水の利用者に対して我々が宣伝する必要がある。

質問 サービス業関係での水道料の滞納の状況は。

答弁 極端にふえているという状況ではない。

質問 老朽管の計画的取り組みの対策は。

答弁 漏水調査を毎年行っている。管径は本市の場合は 350ミリが最高で、大規模な吹き上がるような漏水事故はないと思っている。水道管が破裂したときには供給体制が崩れはしないかという点については、最大稼働率と密接な関係がある。需要に対してぎりぎりの施設でしようとなれば、最大稼働率と負荷率は非常に効率がいいが、安全面からいうと、どこかがパンクしたときはまだ余裕があるという体制が必要である。今、漏水調査で検査もちゃんとした委託業者に頼んでいるが、100%大丈夫だとは言えない。そうした場合の安全ということで、若干余裕を持った施設で地下水の能力を落とさないという考えでやっている。

質問 漏水調査の状況は。

答弁 漏水調査の結果 133件の漏水箇所が発見され、金額は漏水工事費 2,700千円となっている。

質問 中・長期的な展望に立っての水道事業の健全でかつ計画的な運営、企業経営の健全な財政運営に向けて一層の見通しと計画性について。

答弁 資本的収支については極力新設管の布設とかは抑制しながら、布設がえ、更新についても緊急性があるものから4条支出を抑えていく。3条分については、人件費、物件費の抑制をしていく。長期的な財政計画についても30年ぐらいまでの計画を立てていく。

質問 西牟田配水池からの水圧が3倍ぐらいに上がったが、古い水道管等の破損の心配はないか。

答弁 西牟田の配水池の標高が27メートル、久保山から切りかえをした久保山配水池の標高が58メートルあり、約60メートルプラス30メートルで3キロの水圧の差が出てきている。西牟田区域の配水管の影響は、計画的に布設がえをしているので、直接にはない。

質問 公共下水道区域で地下水をくみ上げトイレに使用する場合、水道料に加算されると聞くが。

答弁 地下水からくみ上げ水洗便所に使われた分は下水道料金で徴収され、水道料金に乗せということはない。

質問 6 拡事業に関連して、大隈……。

失礼します。谷川議員さん、ちょっと、これ「おおすみ」でいいんですかね。「おおくま」

ですか。場所です。

○議長（小池幸照君）

「大木庭に浄水場の用地」でしょう。

○決算審査特別委員長（山口瑞枝君）続

「大木庭」ですか。（「暫時休憩」「暫時休憩して、聞くぎよかたいね」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ちょっと暫時休憩します。ちょっと確認してください。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告をお願いします。

○決算審査特別委員長（山口瑞枝君）

質問 6 拡事業に関連して大木庭に浄水場の用地を確保してあると聞くが、当分新しい事業はやらないということになると、その用地の利用、活用はどうするのか。

答弁 これは今の現状のままです。

質問 漏水問題について、1 世帯で 100 千円の請求が来て驚かされたという事例があるが、対策通知のあり方についてどうか。

答弁 2 カ月に一度の検針で極端に 5 割以上の増加があれば再検針を行う。そういう箇所はピックアップして再訪問し通知をしている。漏水自体は前回、前々回まで漏水が長ければ、その時点までの漏水分を減免対象料金としている。

質問 企業の造設、工場の造設、企業の進出で工業用水を極端に使われる場合でも井戸を掘って地下水を使用することについては。

答弁 規制はできない。

また、この中で提言として 2 項目の提言がありました。

行政改革が叫ばれている中、水道事業を民営化することについて、2 点目、来年の 4 月のペイオフについての検討をという提案がなされております。

質問 料金滞納で供給停止はどれくらいあって、何カ月滞納で供給停止になるのか。

答弁 2 回の支払い、4 カ月分がなかった場合、停止の通告を前月に出し、実際停水して回る。予告通知が月平均 80 件ぐらい、未払いは大体 10 件あるが、停止直後の支払いがあるので、実際にとまっているというのではない。

以上、本委員会に付託されました議案第 48 号 平成 15 年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終結の後、討論を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算特別委員長の報告を終わります。（発言する者あり）

ただいまの報告の中で「10,000千円以下は随契」と申しましたけれども、「1,300千円以下」の誤りでございます。訂正をしていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対しての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定に対しまして、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

これまで議会で何年も、また幾度となく申し述べてきておりますことに、水道事業と切り離せない事業に第6次拡張事業がございます。これは水道の水を今は地下水で取水しているものをダム完成後はダムの水を取水する水源とする事業でございます。決算でも明らかでございますように、年間配水量、または1日の平均配水量も年々減少をしてきております。給水人口の減、節水機器などが常識化した今日、今後においても水の需要の増は期待できない状況でございます。このような中、平成13年以来今日まで第6次拡張事業につきましては先行投資はしないという現状をつくり出して、そしてこれを守られている、このことは私は大きな前進と受けとめているところでございます。

ダムの完成は平成19年3月という予定で着々と進められてきておりますが、この6次事業につきましては延長の申請をしていく道しかないとの考え方も市長は示されているようでございます。今後においても鹿島市の水道水の取水は今までどおり地下水でと、市民の多くの皆さんは心から望んでおられます。このことにつきましては、市長を初めだれでもが認知をしているところでございます。そして、このことについて市長は期待を裏切らない、これまでの考えにいささかの変化もないとの発言もされてきております。今回の決算特別委員会でもこのような発言をしていただいております。でございますが、第6次拡張事業の変更は法律上できない旨の説明もされております。このことには今までと何ら変わりはありません。ということは、まだ一抹の不安、心配は完全にぬぐえないということでもございます。現在、水道事業は安全、安心の水を市民の皆さんに提供し続けるため、職員一丸となり経営努力をしていただいております。このことについては深く敬意をあらわすところでございます。

私は、これからも鹿島市の宝の水、おいしい地下水を鹿島市の水道の水とするとなっていくことだろうと信じ疑っておりませんが、そのことを心配しないといい、安心できる日が一

日も早く市長が明言できるそのことが来ることを期待し、私の反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 平成15年度鹿島市水道事業会計決算認定について委員長報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり認定されました。

日程第2 閉会中継続審査申出

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 閉会中継続審査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり廃置分合関連議案審査特別委員長から議長あてに閉会中の継続審査申出書が提出されております。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

議案第41号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合について

議案第42号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

議案第43号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議
について

議案第44号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴い設置される市の議会の議員の定
数に関する協議について

議案第45号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の
任期に関する協議について

議案第46号 鹿島市及び藤津郡太良町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議
について

2. 理 由

重要案件につき、なお慎重に審査を要するため

平成16年 9 月27日

廃置分合関連議案審査特別委員会
委員長 吉 田 正 明

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

委員長の審査経過及び結果報告を求めます。廃置分合関連議案審査特別委員長吉田正明君。

○廃置分合関連議案審査特別委員長（吉田正明君）

閉会中継続審査申出について御報告いたします

廃置分合関連議案については、6月議会で執行部より提案されました。本委員会は、審査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出るものでございます。

この案件については、委員会としては今月15日、委員会を開催しまして、さらに相手の太良町の動きも流動的、なお好転しつつあるということで慎重に審議するために、理由としては、事件としては議案第41号から議案第46号までの関連6議案について、重要案件につき、なお慎重審査を要するというので継続審査の申し出をするものでございます。

平成16年 9 月27日

廃置分合関連議案審査特別委員会
委員長 吉 田 正 明

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

質疑をいたします。

ただいま吉田委員長の方から、9月15日に6月定例会以降審査を行って、きょうの提出書のとおりになったというような御報告が行われましたが、基本的な認識についてまず第1点目お尋ねしたいと思いますが、継続審査というのは当会期中内に審査の結果、結論が得られないと、そうした場合に会期を越えて次の定例市議会、あるいは必要によっては臨時の本会議において最終的な結果を得たいということで継続審査を行うものというふうに私は認識をいたしておりますが、この合い中に、2カ月余りの間に、ただ1回9月15日の本議会の会期中に行われたにすぎないということでございまして、果たして継続審査に見合う議案になっておるのか、そういった点で審査をされてきた経過があるのかどうか、継続審査の扱い方についての委員長の認識についてお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○廃置分合関連議案審査特別委員長（吉田正明君）

この議案については6月議会で執行部より提案をされて、28日が多分閉会日だったろうと思いますけれども、会期中に結論を出すのは難しいということで継続審査になった経過は議員の皆さん御承知のとおりであります。この間、ただ単に1回だけでよかったかということでございますけれども、15日の特別委員会では、執行部の方からは桑原市長、出村助役、唐島総務部長、北村企画課長、竹下参事、以上出席いただきまして、るる今までの経過、太良の動き、鹿島の対応、そういうのも御報告いただきました。現在も新聞等の情報でも御案内のように、非常に厳しいという見方と、やや好転してきたんじゃないだろうかという見方があるようでございますので、その途中余りにも委員会の機能としては、たった1回だけやっかということでございますけれども、これは適時そのときに応じて議論をする委員会ということでございます。

そしてまた、なぜ特別委員会に付託かという、提案された議案は、最終日の議案審査、そして採決というような順序があるわけですが、6月議会では結論を出すということは時期尚早だと、継続審査をお願いしたいということで委員会をつくったようなことでございます。

なお、当日はこの特別委員会は3名の議員の方は入っていらっしやらないわけですが、当日は中村清議員、寺山富子議員、2人は欠席という届け出のもとに審査をしました。るる市長初め担当課長の方からこれまでの経過等の説明を受けて、納得をして、継続審査をお願いをする次第でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

必要に応じて適宜審査をすると。執行部もトップ以下説明に出席をされて、るる情勢経過等の説明が行われたというようなことですが、それは一般的な委員会の審査はそれでいいと思うんですけど、私が今ただしておるのは、継続審査という扱いは、次期定例議会までには少なくとも結果を出すということが前提としてあると思うんですね。では、裏返しますけど、9月議会までには結果を得ることができなかったということですが、次期定例会までに結論を得るつもりでおられるのかどうかですね。

私は、継続審査というのは、単に預かり、いつまでもこれを議案を死なせないために預かり凍結をしていくという場所ではないと思うんですね。そういった点で見通しがどうなのか、これは市民に説明がつくような継続審査を今回されるということであるならば、その見通しをやっぱり表明を、特別委員会としての表明をいただきたいと。非常に合併の問題の行方が

今議会で預かりということになっておるが、どういうふうに流れていくのかというのは議会としてやっぱり答えておくべき立場だろうと思います。そういった点でお答えをいただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○廃置分合関連議案審査特別委員長（吉田正明君）

確かに谷口議員言われるように、次の議会までには結論を出すというのが普通のケースだというふうに理解いたします。しかし、この廃置分合関連議案については相手があることで、相手の進捗状況ないしは議論を踏まえたその過程の中で、やっぱりそれに合わせていかなければならないというような、普通の案件とは違った性質のものじゃなかろうかというふうに思います。必要であれば、市長みずから御答弁をお願いしたいわけですがけれども、大体ニュアンスとしては、タイムリミットとしては10月ぐらいが限界じゃないかというお話もある筋から聞いたこともありますし、その点については実際いろいろな協議で太良と交渉をさせていただいている当事者以外には、報告を受けた以外のことはわかりませんので、この席でお願いできれば、市長の方から御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。（「委員長に対する質疑」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

済みません。議長から注意を受けましたけれども、私、委員長に対する質疑であるということでございますので、私の方からは太良がどうか、鹿島の雰囲気はどうかということとは言えません。ただ、この議案についてはやはり避けて通れないと。非常に将来にかかわる、子や孫にかかわる鹿島の建設のためには大事な案件じゃなかろうかという認識のもとに会議を続けてきたところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

状況は私も、合併をめぐる本質の状況の流れというのは十分私なりに察知をしているつもりでございますので、その説明を今お尋ねしておるわけじゃございませんけど、相手のあることでいつになるかわからんと、一言で表現すればですね、そういうふうにおっしゃっておられるというふうに思います。時期の問題については言及できないという理由をそこに上げておられます。私もそこはわかるんです。避けて通れない重要な案件だということもわかるんですね。ただ、6月議会でこの場で私が申しましたように、機を熟していない議案であるならば提案を見合わせた方がいいんじゃないかという認識を私は執行部に対してただしたつもりですけど、いや、出すんだということで議会としては預かったわけなんですけど、議会として軽い議案だという扱いを考えておるわけじゃないんですね。極めて重要な本市の帰趨

を占う重要な案件だから、的確な機を見てその必要な時期に、場合によっては定例ではなくて臨時議会を開いてでも提案を同じ環境のもとで同時に、太良町の執行部と本市の執行部との間で申し合わせをして、機の熟した時期に提案をしていただくというのが最も望ましい姿であって、こうした形でうちは過失はないんだということで出されたものを、ただ相手の動き次第でその結論が出せないという預かり状態で議会が持って回るといのはいかがなものかと思うんですね。そういった点で今お尋ねをいたしておるわけでございます。

そういった観点から申し上げて、私はこの際、廃案、もしくは否決という扱いをして、重要な案件でありますので、時期が12月議会で熟すならば12月議会、あるいはもっと早い時期に時期が熟すならば臨時議会を開いてでも新たに提案を、同じ議案でいいと思います、日程を入れかえればですね。提案をされて、真摯に討論をして、本議会としての意思が固まると、そういう扱いをするのが私は当たり前の議案の取り扱いだろうというふうに認識をいたしておるわけです。

そういった点で、ただ見通しも立たない、上げて相手次第なんだというのをいつまで預かって持って回るとかという不信に対する答えには、ただいまの御答弁ではなっていないわけなんですね。そういった点でおつなぎをいたしておりますが、委員長にもう一回お尋ねをいたしますが、改め審議をしていただいて、一たん否決、もしくは廃案扱いにされるお考えがないのか。そして、改めて執行部に機を熟した段階で再提案を促すというお考えがないのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○廃置分合関連議案審査特別委員長（吉田正明君）

この議案については、特別委員会としては早急に結論を出すとか廃案にするとかというような気持ちは委員会の中では毛頭ございません。というのは、時期があるのも事実でございます。これは特例債の期限が17年の3月31日までということでもございますので、できるだけそれに合わせて新しいまちづくりをとというのが現在の全国の枠組みの議論でありますし、鹿島市も御多分に漏れずそういう観点から私たちは議論をしております。ですから、今申し上げられましたそういった結論をいつまでということではなく、ただ、ニュアンスとしては非常に好転をしているということだけは言えるのではなかろうかと。それが次の段階ということは私たちは考えてもおりませんし、わかりません。これは執行部が考えることですが、私たちが太良との廃置分合に伴うこの議案に対しての付託を受けているということでございますので、来年になるとか3月になるとかということはまずあり得ないことであって、12月議会には正式な報告、ないしはその前に臨時議会等もあるかもわかりませんが、それまでには結論が出るのではなかろうかというふうに認識をしております。あくまでも提案された議案に対して慎重に審議をしていくということだけを御報告いたします。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

再度お尋ねをいたしておきますが、万一太良町が鹿島市との1市1町の合併枠について提案をされない、議会提案という道もあるかもわかりません。今日情報によりますと、町長としてはその姿勢を変えられるお考えはないようですが、議会提案という形も残っておるわけですが、議会提案もされないということになれば、この議案は死に体になるわけなんです。相手がなくなるわけでありますので、そういうふうになると思います。そうした選択肢もある議案を、本議会として相手次第というような議案をいつまで預かっておくのかと。やはりこれはきっぱりとした態度をとって機を熟した段階で再提案を執行部に求める、そういう見識が本議会の中には私はあってしかるべきだというふうに思うんです。

そういった点で、もし太良町さんが残念ながら鹿島市との合併を選ばれないという結果になったとき、どういう扱いを委員長としてはされるおつもりか、この点までお尋ねをいたしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

18番吉田正明君。

○廃置分合関連議案審査特別委員長（吉田正明君）

本特別委員会には合併関連議案第41号から議案第46号までの6議案に対する審査の付託を受けているわけで、その枠を外れた議論はこの特別委員会でする筋合いのものでもないし、新たにまたそういう提案がなされたときは別ですけれども、現在の私たちの役割はこの6議案に対してどういう結論を出すかと、どういう意見をするかということで審査をしてきたことで、なお継続審査をお願いするという内容でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

廃置分合6議案を審議しているわけで、太良町の合併の可否というのは議論の枠を外れているというようなことですが、委員長報告に言われておるんですね。しかも、本質はそこにあるわけなのであって、出されておる六つの議案が適正かどうかという事務的部分じゃなくて、本質議論に委員会としてもなっておられるわけでしょう。太良の動きがどうなのかというところにかかっているということを言われておるわけなので、そのことをただせば本質論から外れているというような答弁は答弁にならないわけでございます。

ということでございまして、今、市長も助役と苦笑いをされておられますけど、条件が整

っていないものを提案されたこと自体にも私は問題があると思いますし、それを預かった議会が相手次第でいつになるかわからんというのをいつまでも持って回るような処理の仕方にも問題があるということだけはここで申し上げて、改め私は一たんこれを否決、もしくは廃案扱いにされて、情勢が熟した段階で再提案を執行部の方でされるという形に、特別委員会としてそういう角度での検討を次期委員会あたりでも審議をしていただくという御要望を申し上げておきたいというふうに思っております。

以上、要望を添えて私の質疑を終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。廃置分合関連議案審査特別委員長から申し出の議案第41号から議案第46号までの廃置分合関連6議案を閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、廃置分合関連議案審査特別委員長から申し出の議案第41号から議案第46号までの廃置分合関連6議案については、申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3 議案第52号～議案第57号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第52号 平成15年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 平成15年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 平成15年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。収入役職務代理者森会計課長。

○収入役職務代理者会計課長（森 久幸君）

おはようございます。

それでは、議案第52号から議案第57号まで、平成15年度鹿島市一般会計並びに鹿島市特別会計歳入歳出の決算につきましては、市長の方から概要の説明があっており、また主要成果説明書、あるいは監査委員から提出いただいております決算意見書での分析と資料がござい

ますので、私の方からは歳入におきます不納欠損額、歳入未済額、それから歳出におきましては不用額について簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、50ページの方をお開きいただきたいと思います。

50ページは歳入の合計でございますが、平成15年度当初予算額11,491,990千円、補正予算額689,955千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額287,953千円、予算現額が12,469,898千円、調定額13,010,828,773円、収入済み額12,458,447,184円で、これを予算と対比しますと99.9%、収入済み額の調定対比では95.8%でございます。それと不納欠損額38,620,400円、収入未済額 513,761,189円でございます。

まず、不納欠損額と収入未済額から申し上げたいと思いますが、恐れ入りますが、21ページの方をお願いします。

市税の収入状況でございますが、この中の不納欠損額と収入未済額を申し上げます。

まず、1項. 市民税の1目. 個人、1節. 現年課税分の収入未済額31,907,258円、件数で755件でございます。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額 8,590,249円で、件数では 207件でございます。それから、収入未済額57,972,720円、件数で 1,890件でございます。

次に、2目. 法人、1節. 現年課税分の収入未済額は 730千円、件数で13件でございます。

2節の滞納繰越分の不納欠損額は 580千円で、件数は9件でございます。また、収入未済額は 2,741千円、件数は43件でございます。

それから、2項. 固定資産税を申し上げますと、1目. 固定資産税、1節. 現年課税分の収入未済額70,785,520円、件数は 770件でございます。

2節の滞納繰越分の不納欠損額28,190,511円、件数は 220件でございます。それから、収入未済額は 275,501,210円で、件数は 2,009件でございます。

次に、3項. 軽自動車税、1目. 軽自動車税、1節. 現年課税分の収入未済額は2,794,900円、件数は 455件でございます。

22ページをお願いします。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額は 500,800円、87件でございます。また、収入未済額は 3,707,800円、件数は 708件でございます。

24ページをお願いします。

9款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、3目. 災害復旧費分担金、1節. 農業用施設災害復旧費分担金の収入未済額は 196,222円、2件分ですが、これは60年及び15年災害の収入未済額でございます。

次に、25ページをお願いします。

2項. 負担金、1目. 民生費負担金、3節. 児童福祉費負担金、これは保育所運営費保護者負担金の分でございますが、不納欠損額 710,300円、件数は6件でございます。これを

公立、法人別に申し上げますと、公立1件、法人で5件となっております。それから、収入未済額は10,791,720円で、件数は132件でございます。件数の内訳は、公立で13件、法人で119件ということでございます。

次に、2目．農林水産業費負担金、1節．農業費負担金ですが、これは多良岳開拓建設事業受益者負担金の過年度分ですが、16,985,046円の未収で、29件分でございます。15年度で大体2,592千円ほど徴収できているという状況でございます。

それから、26ページをお願いします。

10款．使用料及び手数料、1項．使用料、1目．総務使用料、1節．総務管理使用料で229,965円の収入未済額があります。これは市民会館と生涯学習センター使用料の未納分でございます。

次に、27ページをお願いします。

5目．土木使用料、1節．道路橋りょう使用料ですが、これの不納欠損額が48,540円、16件分でございます。それと収入未済額467,210円で、46件分でございます。

次に、3節．住宅使用料の収入未済額は8,500,618円で、39件分でございます。

以上、歳入についての不納欠損額と収入未済額について申し上げました。

次に、歳出でございますが、6ページの方をお願いします。

予算額は歳入と同額でございますが、支出済み額12,207,565,496円、それから翌年度繰越額54,274千円、この54,274千円につきましては、明許繰り越し分の4事業を16年度に繰り越すということでございます。それから、不用額が208,058,504円ということでございます。この不用額について簡単に説明いたしたいと思っております。

4ページをお願いします。

2款1項．総務管理費で24,512,243円の不用額でございますが、この総務管理費につきましては、ほかの課の補助事業予算の中から振替したというのがございます。また、この総務管理費の中には目が12ほどで構成されております関係で、これだけの不用額が出ているものでございます。

3款．民生費の不用額は32,147,893円でございますが、主に1項の社会福祉費と2項の高齢者福祉費及び3項の児童福祉費で不用額が出ております。

次に、4款．衛生費の不用額19,513,539円でございますが、不用額の主なものは1項の保健衛生費であります。その中でも老人保健費で不用額が出ているものであります。これにつきましては、がん検診等の受診者減や老人保健特別会計繰出金の減が主なものでございます。

次に、5ページでございますが、8款．土木費の不用額24,585,607円ですが、この中では5項．都市計画費19,278,147円、この分につきましては、恐れ入りますが119ページをお願いします。

1目. 都市計画総務費、28節. 繰出金ですが、これは公共下水道事業特別会計に繰り出されておりますが、繰り出しの減は主に使用料の増や事業費確定による減により10,819,249円の不用額が生じたものです。

5ページをお願いします。

10款. 教育費で26,536,975円の不用額がありますが、主に小学校費、社会教育費、保健体育費で不用額を生じているものでございます。

次に、6ページをお願いします。

14款. 予備費ですが、53,308千円の不用額となっております。

以上、合わせまして208,058,504円の不用額が出たということでございます。

7ページをお願いします。

平成15年度鹿島市公共下水道事業特別会計でございます。

歳入予算現額1,215,591千円、調定額1,211,319,758円、収入済み額1,121,323,117円、これを調定額と対比しますと92.6%ということでございます。

それから、収入未済額89,996,641円、その中で1款. 分担金及び負担金、1項. 負担金の受益者負担金の収入未済額3,012,100円、人数で30名分でございます。それと2款1項. 使用料の公共下水道使用料の収入未済額1,084,541円、これは69名分でございます。そのほか国庫補助、市債につきましては、翌年度に繰り越すための未収入特定財源でございます。

8ページをお願いします。

歳出ですが、予算額は歳入と同額です。支出済み額1,116,643,117円で、執行率91.9%、それから翌年度繰越額90,580千円、これは3事業分です。不用額8,367,883円でございます。

9ページをお願いします。

平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計でございます。

歳入予算現額は14,837千円で、これは一般会計からの繰入金が主で、元利償還金の償還に充てるということでございます。

それと10ページ、歳出につきましては、支出済み額14,832,691円でございますが、これは公債費が主な支出でございます。それで、元金の現在高でございますが、15年度末で39,699千円でございます。これの最終償還は平成20年度で完了するものでございます。

12ページをお願いします。

平成15年度鹿島市国民健康保険特別会計でございます。

歳入合計で、予算現額3,075,973千円、調定額3,362,129,747円、これを予算対比しますと109.3%ということでございます。それから、収入済み額3,038,202,681円、これを調定額と比較しますと90.4%でございます。それと、不納欠損額は33,512,338円、件数では254件でございます。それから、収入未済額290,414,728円でございます。収入未済額の件数は2,830件でございます。

14ページをお願いします。

歳出合計ですが、予算現額は 3,075,973千円、支出済み額 3,059,816,910円、執行率99.5%でございます。不用額は16,156,090円でございます。不用額を予算額から見ますと 0.5%でございます。この不用額は主に高額療養費、共同事業拠出金の減でございます。

それで、歳入歳出差引額は21,614,229円の赤字決算となっており、不足分については翌年度予算より繰り上げ充用をいたしております。なお、赤字の要因は、予定していた国庫負担金が入らなかったことによるものであり、16年度において精算交付されるものでございます。

次に、平成15年度鹿島市老人保健特別会計でございますが、予算現額 3,873,464千円、調定額 3,759,529,756円で、予算対比が97.1%、収入済み額は 3,759,529,756円でございます。

16ページをお願いします。

歳出合計の支出済み額 3,773,236,865円、不用額 100,227,135円でございますが、この不用額につきましては医療給付費の減が主なものでございます。

それで、歳入歳出差引額では13,707,109円の赤字決算となっておりますが、この不足分については翌年度予算より繰り上げ充用をいたしております。

最後になりますが、17ページをお願いします。

平成15年度鹿島市給与管理特別会計でございますが、これはいつものとおり事務的にそれぞれの予算を一括して管理し、事務の合理化を図っているところでございます。内容は一般会計、公共下水道、国民健康保険、老人保健でございますが、退職金、あるいは議員報酬、臨時的な給与については除いております。

以上が一般会計と特別会計の概要でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

議案第52号から議案第57号までの6議案を一括して質疑に入ります。2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

2番伊東です。何点かちょっと質問させていただきます。

まず、一般会計の歳入歳出、こちらの決算書についてでございますが、まず資料の中の方を見ていただくのが監査委員の方から意見書が出ております。こちらの方の5ページをちょっと開いていただきたいと思っております。御承知のとおり、本当に現在も、また今後も厳しい財源が予測される中、どのようにして歳入のこの収入源というのを確保していくかということとで質問させていただきたいと思っております。

5ページの第1款、市税の収入済み額が 2,777,776千円で、前年度と比較して 1.7%の減少となっているということ。また、この表の少し下の方、7行目あたりに書いてありますが、滞納の繰り越しである市税の収入未済額が 446,140千円となり、前年度より 8.4%、34,592千円増加しているということが書いてございます。これをちょっと考えまして、また

もう一つの資料の成果説明書の14ページのところには、いろいろこのあたりの徴収のことに関して、徴収の減の理由とか徴収率のアップのためのどのような取り組みをしてきたかということが書いてございます。非常に十分努力されていることは私もわかります。ここに書いてあるとおりに、現在の経済状況等を考えると当然こういうふうな結果も起きてくるでしょう。それは私はわかります。しかし、やはり現実問題として市民税、固定資産税、軽自動車税の収納率の減少というのはこれは現実なわけですね。今後この納付率、それから滞納の徴収率のアップのため新たな対応策を考えていらっしゃるのか、それをお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今、伊東議員の方から御指摘のとおり、徴収率につきましては確かに年々わずかずつではありますけれども、低下しているというのはそのとおりでございます。この対策としては、特効薬があれば一番いいんですけれども、なかなかそうはいかないということで、これまで実施してきました臨戸徴収等の納税相談を今後も地道に継続していく以外にないかなというふうに思っております。ただ、二つの今現在検討をしておりますけれども、一つは、これまで滞納処分ということで差し押さえ等の滞納処分を行ってきておりますけれども、その効果としてまだ十分でない面があります。これを差し押さえ以上の処分がなかなかできないというのも現実にあるわけですが、県内7市を初め県下市町村どこの自治体でも苦慮しているところなんです。それで、市長会等においても県税及び市税の徴収について専門組織を立ち上げて回収機構等の設立を何とかお願いできないだろうかというふうなことで現在要望をいたしております。これは新聞等でも掲載をされているところでありまして、7市の税務課長会等でも今検討をしているところであります。

それからまた一方、庁内におきましても、ほとんどの行政サービスというのは税で賄われているというのは十分に認識をしているところでありますし、こういう厳しい状況の中でも納税をしていただいている方がほとんどであります。こういうふうな中で、公平な行政を実施していくためにどのような対応、方策があるのか現在検討をいたしているところです。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございます。

今御答弁聞いておりまして、本当に大変なその現状はわかります。ただ、この滞納、それ

から延滞、こういうふうなのが善意な考えでどうしてもしようがないという場合、悪意を持ってということがあるのかどうか、私はよくそこまではわかりませんが、非常にそのあたりも考えたいと思っております。また、同じこれは市民の義務としてこういうふうな税金を納めている方と納めていない方、このあたりに市のサービスが同じであるという状況の中、このあたりはどのように今後、それも踏まえて考えていくつもりがあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

今、伊東議員が御指摘をされましたように、まさしく厳しい中にも納税をしていただいている方もいらっしゃいます。また、言葉は悪いかもわかりませんが、かなり裕福な方でも税金を納めていただけない方もいらっしゃるのが現実であります。そういうことで、先ほど申しましたように、ほとんどの行政サービスというのは税で賄われるということを念頭に置いて、税を納めていただいている方と滞納をされている方が同一のサービスを受けるのが果たしていいのかどうかというのは、やはりそこは私個人としては問題があると思っておりますので、先ほど申しましたように、庁内の中でもいろいろな、どういことができるのかを含めて検討を今しているところであります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

庁内でも今後議論を深めていくということでございます。非常にこれは簡単には決められないところがあると思います。十分慎重に検討していただき、市民にも納得のいくような方向に向かっていくようお願いをしたいと思います。

もう1点質問をいたします。

このほかにも、この監査の意見書の7ページのところに使用料及び手数料がございますが、これも同様にやはり未済額というのが出てきております。非常に今市が経営しているさまざまなものがございます。駐車場であったり住宅であったり施設の利用、使用料というものがございます。もちろんこれを先ほどと同じように早期徴収は努力はしていただきますが、また今後収入源として、前回の6月の議会だったですかね、市長の方からまた新たに市所有の財産、土地とか建物の活用策を考えてみたいというふうなお話があったと思います。その後、各課でどのような話し合いがなされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

伊東議員の御質問にお答えをいたします。

新たな収入源の研究というんですが、そういう形で以前各課からいろんな提案をしていただきました。それを一応企画課でまとめまして、そして各課から課長補佐級、係長級を委員として選出していただきまして、それを現在週1程度、5時ぐらいから時間外にかけて現在研究を重ねて、それを取りまとめをしているということです。その結果というのはまだ出ておりませんが、現在その作業の進行中ということです。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

今後、合併できて特例債等もあった場合は何とか現状に近いものがサービス等ができるかもわかりませんが、もし合併が無理だったという場合は、単独でこの鹿島市の財源をつくっていく中では、そのあたりに早急に私は考えていくことが必要だと思っております。まだ、今課長、係長級で週1回の会議の中でまとまっていないということですが、これは早急の一つの結論というか、これは継続して考えていかなければならないと思っております。私たち議員も一般質問の中でこういうふうな政策に関しては質問をしていくわけですので、できれば年内ぐらいにでも一つのまとめを出していただきたいと思います。それを希望いたしまして、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝です。2点ほど質問をさせていただきます。

ただいま伊東議員の方からも使用料については未納、未収ということで質問がっておりますけれども、私もこの点について2点ほど質問をさせていただきます。

先ほど報告の中でありました、ページ数からいきまして26ページの総務管理使用料のところでございます。市内には、各施設は使用料をいただいているところが何カ所かあります。まず公民館、あるいは各施設、体育館、また会議室等については、そのたびに申請や申し込みをして料金を払うわけですが、私の知る限りでは、公民館あるいは体育館等を使用する場合は、その都度その都度前に申し込みをするときに料金を払っているところもあるように思っております。それで、ここの総務使用料の229,965円ということは、監査の意見書の方では使用料230千円と出ておりますけれども、この230千円という数字にしますと、普通の体育館、あるいは体育施設、会議室、そういうところを使用する場合はこういう大きな金額にはならないと思いますけれども、私の考えるところによりますと、これは多分市民会

館、あるいはエイブルの方の使用料だというふうに認識をいたします。そこで、この 230 千円というのは、何件でこういうふうな未収が出ているのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

この 229 千円の収入未済額でございますが、市民会館、これはホールでございます。15 年の 4 月に 106 千円、それから生涯学習センターが 15 年の 11 月に 123 千円、端数は切り捨ててお話をいたしております。それぞれ 1 件ずつ、同じ方でございますけれども、それが未収になっております。そして、市民会館のホールの分については、ことし 16 年の 9 月 22 日に納付がなされました。これは 1 年間ずっとこのことについて催促いたしておりました結果でございます。なお、生涯学習センターの分の 123 千円につきましても、9 月の末で納付の誓約をしていただいております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6 番山口瑞枝君。

○6 番（山口瑞枝君）

これは同じ方の分ということでございますけれども、9 月末でいただくということで、あと何日間かしかないですけれども、そういうことになっているようです。例えば、こういう答弁は 2 カ所、3 カ所になるかと思えますけれども、体育施設を使用する場合は、料金の請求はどのような形でなされているのかですね。期間がどのくらいでというのが決められているのか、あるいは使用が済んでからなのかですね。そして、例えば会議室はどのくらいの期間で請求を出されるのか。また、市民会館、あるいはエイブルホール、こういうところについてはどのくらい、1 年かかって請求をされるのかどうか、その点をまずお尋ねをいたします。請求の仕方です。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市有のすべての施設については、原則として前納、前もって納める、使う前に納める、これが原則になっておるかと思えます。それで、先ほどの 2 件につきまして何で滞納になったかと申しますと、これが当日使われる機械器具がございまして、そのときに額の確定ができないというような状況が出てきます。それ以外の分についてはほとんど前納でございますから、まずこういったことはございませんですが、さきの 2 件につきまして、そういったような状況から未納になってしまったということでございます。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

それでは、私の方から生涯学習センター、公民館についてお話をいたします。

施設の使用料につきましては前納が原則であります。それから、まず申請をします。その許可書を出すときに支払いをしていただくようにしております。例えば、エイブルでいいますと、ホール以外につきましては、使用の5日前までに申請に来ていただいて、そのときに支払いを済ませていただくというふうなことが原則になっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

各施設については5日までに申請をいただいて、5日までに前納ということで、前にお金をいただく、これは言葉は悪いですけど、取り損というのはほとんどないというふうに考えておりますけれども、やはりホールとか市民会館になりますと、結構金額がここに上がっておりますように100千円とか100千円以上の金額になるわけですので、これを前もって払えということにはならないと思います。そういう市民会館のホール、エイブルホール等の大きなところを使うときの約束事というのが別にあるんでしょうか、あればお尋ねをしたいんですけれども。

そういうふうなことで、やはりこういう大きな金額になって未収になって、それが1年後に——これは半年ぐらいですかね、には支払われているということでもありますけれども、こういうふうなことで、次に使用をされる方が、あそこは市民会館は半年でも1年でも払わんでも待ってくれるばいというふうなことになりかねないようなことにもなりますので、このあたりは使用をするなら期限を決めて1カ月後には請求を出すとか、そういうふうなことができないのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

4月に市民会館のホールを御利用になってから9月に入って半年の期間ですが、これについてはほったらかしていたわけではありませんで、その都度——その都度といいますか、随時連絡をとっております。そして、催促をしております。その約束が守っていただけなかったということです。その経過の中では約束を十分何度もされております。ですけれども、それが守られなかったということで、生涯学習センターも市民会館も前納を原則としております。ただ、機械器具につきましては、当日使われる分の積算が前もってはできないと。どれだけ使われるかというのがわからないということで、その部分はどうしても後になってくる

というようなことになります。それで、今回の場合はあわせてそれを当日いただくという予定をいたしておりましたが、これがうまくいかなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

このあたりは、この団体にはいい、この団体にはいけないというふうなこともなりかねませんので、そこらあたりは十分に注意をして貸し出しの方もお願いをしていただきたいと思います。

それに関連してよろしいですか、これに。もう1点ですけど、これは。

減免措置ということでお尋ねをいたしますけれども、こういう大きなホールとかを使用する場合の減免措置をできるような会議、あるいはそういう催し物ですかね、そういうものは、どういうふうな対象のものは減免措置がされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

市有の施設につきましては、ほとんどがそうだと思いますが、ここで正確にちょっと申し上げることができませんが、おおむね原則といたしましては市の主催、それから市が後援、こういったところが減免の対象になってこようかと思えます。あとちょっと公益的なものを開催する場合が含まれておったかどうかについてはちょっと記憶が定かじゃありませんので、主催、共催と後援、ここらあたりだとお考えいただければよろしかろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

わかりました。後で資料がいただけたらお願いをしたいと思います。

それからもう1点ですけども、25ページの農林水産業費負担金のところで農業費負担金の、いつも、前にも御質問申し上げたことがあるんですけども、国営多良岳開拓建設事業受益者負担金の分ですけども、本年度は2,590千円の収入がございますけれども、まだまだあと29件で16,900千円、17,000千円程度の未納というのがあるということですけども、この国営多良岳パイロット事業についてはもう既に事業も終了して、受益者負担の分の支払期間ももうとっくに済んでおりますけれども、これがいつまでこういう状態が続くのか。それは、皆さん国営パイロット事業についてはミカン園にしたり、いろんなところで開発をしながら、こういうふうにして開拓をされたわけです。しかし、皆さんも御存じのように、多

良岳パイロットというのは今はもうほとんどじゃないですけども、3分の1以上、半分以上が廃園になったりというふうに荒れ放題ということで、後継者もない、こういうふうなところにつくる人もいない、ミカンをつくる人もいないということで荒れ果てている。それに対して後継者がいない、お金を払っていく者がいないからお金を取れないということでは余りにも不平等というのが生まれてくると思います。まじめに一生懸命払ってきた者がばかを見るんじゃないかというふうなことも出ております。先ほどもおっしゃったように、税の使い道というのは平等に使われて、納めた者が皆さんが平等にサービスでも受けられるような仕組みというようなことから考えますと、こういったいつまでこの金額が続いていくのか、もうこれはどうしても取れないというものがやっぱり幾らか出てきていると思います。これの収納状況と、それから今後この多良岳パイロットの受益者負担金の徴収についてもどのようにお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをしていきます。

ただいま議員おっしゃられますように、この多良岳パイロットの負担金につきましては、事業が終了してから相当年数を経過しておるわけでございます。そういう中で、滞納という部分が今言われました件数、金額があるわけでございます。これにつきましては、市税徴収法等に基づきながら徴収をしているわけでございますけど、今も議員がおっしゃられますように、もう亡くなられた方、それから生活保護を受けておられる方、生活保護を受けるように収入がなくなられた方、それから住所が不明な方、そういう方が相当数いらっしゃいます。それ以外の方につきましては二、三カ月に一遍ずつ催告書を送りまして、そして雨天、あるいは昼食時、あるいは夜間と、そういうことに順次徴収に参っておりますし、また分納の方については、自分の方から毎月数千円、あるいは数万円と、そういうものを持ってきていただくと。そういうことで、私たちとしてもそれぞれの方法で努力をしながら、また負担金の滞納者には一々出かけて、いろいろな方法で説得をしながら分納なりなんなりをしていただいている状況でございます。

そういうことで、努力はしておりますが、先ほど言いましたような生活保護に転落の方、あるいは住所が不明になられた方、あるいはもう死亡されて相続する者がいない方、そういうものについてはどうするかということでいろいろ国税法等を調べておりますが、通常の納税と違いまして負担金でございますので、これがなかなか処分ができないということでございます。ただ、もう少し何か方法がないかということでいろんな勉強はしておりますので、そういう中でこの方法をどうするかということについては、いましばらく勉強させていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

やはり徴収できない方は生活困窮の世帯であったり、住所がわからなくなったり、亡くなられたりということですが、そうすると固定資産税はどのような扱いになるのか。おのずと固定資産税、市民税、そういう分も未納ということになってくると思いますよね。土地はあるけれどもいらっしやらないという、それもこの不納の分と不明者のような人については市税の方ともかかわってきているんじゃないかというふうに思っております。ですから、これを死んだ方に下さいとか、行方がわからない方まで捜したり、生活困窮になられて保護世帯になられた方からも取って取り抜けというようなことにはならないと思いますけれども、そのあたりがこの多良岳を開拓して恩恵にあずかったわけですので、やはり義務として負担金は払っていくというのが筋だと思います。また、そこまで根詰めて請求ができないというのであれば、その不納になった集金ができないという分については十分に検討をしていただかないと、もう払ってしまった方、受益者の方から見れば、ここらあたりが不平等が生まれてくるんじゃないかというふうにも考えます。

それで、今でも結局はこの多良岳の工事費の分については既に終了をしておりますけれども、事務経費はまだ受益者の方は払っております。電気料と、それから水利利用代と電気料ですね、この料金はいまだに払っているわけですので、そのあたりも含めると、やはりこれは全部回収ということは無理かもわかりませんが、これだけ努力して回収をやっていますよという姿勢は皆さんに、ほかの方にもわかるような態度をとって示していただきたいと思っております。

答弁をいただいて、これで質問は終わります。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えいたします。

納めていただいている方には今後も継続して終了まできちっと納めていただくように御指導と御要望をお願いしていきたいと思います。また、それ以外のことにつきましても、先ほど申し上げましたように、最終的にどういう方法があるのか、その辺をもう少し勉強して最終の処分ができるようにしていきたいと思います。

また、受益者の今の利用料金等につきましては、実際の利用に対しての手数料でございますので、この辺につきましては、また多良岳土地改良区の事務局等と十分に連携をとりながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

私からは1点だけ御質問させていただきます。

成果説明書の109ページの災害復旧費というところの関連で御質問をさせていただきます。

先日から台風16号、18号と非常に大きな台風が直撃してきたわけですが、私が最近見たところでは西部中学校の並木道の部分ですね。大きなケヤキが立っておりますが、その部分と、あとは祐徳院に行くところのケヤキ、あれも大きな木だと思いますけれども、ああいった大きな木が災害で倒れて、そして民家に被害を及ぼした場合の責任の所在というのがちょっと明らかじゃないような気がいたしますので、その点の賠償責任というか、その点がどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

災害等によって街路樹等が倒れた場合の被害の賠償についてどうなっているのかということでございますが、基本的に街路樹の管理上瑕疵がない場合、こういう災害だけの場合は賠償責任が生じません。ただ、先ほど言いました瑕疵が仮にあるならば、その瑕疵というのが、例えば樹木が余りにも大き過ぎるとか根の張り方が悪いとか、そういうことがある中で災害があつて民家等、車等に被害を与えた場合については瑕疵とみなされるという見解でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほどの御答弁の中で瑕疵がある場合ということですが、この瑕疵というのがどのレベルなのかというのがちょっと線引きが非常に難しいと私は思います。今も木が切断されたものが横たわっていたりとか、あるいはまだ斜めになっている木が残っております。今の状況で、今のところ大きな台風が来るという話はまだないようでございますが、今の状況で来ると、確かに市が管理ができてなかったということで瑕疵があるということで、その責任は今の状態であれば市が持つというような、私はそういう解釈を今いたしますけれども、台風の場合を私が考えるには、木がまともに植わっている状況ということではなくて、むしろロープを張ったりとか、あるいは添え木をしたりということが台風の状況のときにはそういう対策をとらなければいけないというふうに私は考えますが、その点はそういうことを

しなくてもいいのかどうかですね。それによって、しなかったことによって被害が及んだと、その点について市の責任は、もちろん西部中学校前は市の管理で、あと祐徳院の方は県の管理ということになっておると思いますけれども、その点についてはどうなのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

ロープ等で支えたり添え木をしたりしていないものが倒れた場合について賠償責任が市にあるかということだと思いますけれど、そこまでの必要性はないという考え方があると思います。先ほど言いましたように、瑕疵というのが管理上、通常の管理をしていればよいということです。ただ、あそこの西部中の前のケヤキにつきましては、確かにちょっと大きくなり過ぎていているというのが、もし被害を与えた場合については課題になってくると思います。それから、根が張る升がちょっと小さいということあたりが問題になってきて、その辺で市の方に瑕疵責任を問われる可能性はあると考えております。ですから、添え木をわざわざしたりとか、そういう形で管理を絶対しておかにやいかんということはないと考えております。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

最後に、これは私からの要望ですけれども、今後、ことしは大きな台風というのはもう来ないと思いますが、ちょっとこれは断定できませんけどね。そういった台風による被害が今後もあるわけですが、そういった場合に、先ほど瑕疵がある場合というふうなところでちょっとこの辺の線引きというのが非常に難しいと思うんですね。だから、その部分をきっちりとし、もうだれが見ても、あっ、これは市に責任があるんだと、これは市には責任がないんだというその線引きのラインの部分がある程度わかりやすく市も——祐徳院の方はもちろん県の管轄ですけれども、ぜひその部分をはっきりとわかりやすくしておいていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

瑕疵の線引きを明確にということですが、これは実はこういう災害があった場合、被害を与えた場合、市の場合は全国市有物件災害共済会というのに加入しております。そのの

辺の判断というのも出てくると思いますので、やはり場合、場合によるということで考えていただかないといけないかなと思います。明確な線引きというのはやはり難しいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに。8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

1点だけお伺いしたいと思います。

決算書の58ページ、ケーブルテレビの件でお尋ねしますが、補助ということで31,000千円ほど支出がされておりますが、現在の加入世帯数と、また経営の状況と伺いますか、順調に経営がいつているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

橋川議員にお答えをいたします。

ケーブルテレビの現在の加入状況ということですが、一応8月末現在の実績で申し上げます。現在、申し込みがあつていますがテレビの方で1,636件、うちの取りつけが済んだものが1,516件となっております。それから、インターネットの方の申し込みが452件、うち工事が済んだものが422件と、そういう状況となっております。一応この整備をした段階で、第1段階の目標というのが1,500件を目標にしていたわけですね。一応1,500件あれば何とか経営上はやっていけるんじゃないかなという一つの線だったわけです。ですから、一応その線はようやくクリアできたという状況です。ただ、今後、より以上のサービスをするためにはとにかく加入者が多い方がいいと、そういう状況となっております。ただ、経営はまだ厳しい状況ということですね。

以上です。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

このケーブルテレビは地域の行事や市の情報等を放送しているわけですが、そこで質問ですけど、市が今度委託した中木庭の自然の館、こういうところの紹介、PR、そういうものをこのケーブルテレビにお願いして放送で流してもらえないか、そこをちょっとお聞きしたいですけど。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

具体的に自然の館のそういった管理が今回、ことしから能古見の振興会に移ったと、そういう形でテレビで放映していただければ宣伝になるんじゃないかという趣旨だと思います。そういうことはもちろん、以前独自の放送の番組としてCATVの方でも各店舗回って紹介かねがね宣伝も含めた番組というのはつくってきておりました。そういう中で、そういうところを順次回っていただいて放送していただければと思っておるところでございます。そしてまた、そういう御意見も以前聞いておりましたので、会議等を利用しながら向こうの方にもこういった公共施設あたりを放送するとか番組をつくる考えはないかというようなことも尋ねたこともあります。

そしてもう一つ、とにかく振興会としてもひとつついろんな年間の行事の計画書というのがあると思います。そういったものを年間の行事が定まった場合には一つの何というんですかね、CATVの方に情報提供というんですか、そういった意味でそういったものが確定すれば一応提出いただいておった方が一番いいんじゃないかと。ですから、CATVの方もそういったいろんな施設とか団体とかのいろんな行事予定表を見ながら、これは番組としておもしろいかなと、そういうことを選択して番組も編成していかれると思いますので、そういう意味でもそちらの方からも積極的にそういった情報の提供というんですか、それを行っていただければというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

この自然の館ですね、市が能古見地区振興会に委託した、そいけん何というんですか、もうそこが全部していかんばとなって、素人の衆がまだ商売的には模索して今やっておられるわけですけど、やはりこれから収益を上げて、できるだけ市の補助等をもらわないでやっていくには、やはりある程度のそういうふうなソフト面でのバックアップというのが必要になってくるんじゃないかと思っておりますが、そこら辺の見解は市長はどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

私の方からお答えいたします。

先般あそこの能古見振興会の役員の皆さんにお話をしましたし、また、どういう企画があるかということでのプログラムのつくり方等についての手本も一応お渡しをしております。そういう中で、やはり今のままであれば当然お客さんは減りますよと。ただし、能古見の地の利ですね、地域ですけど、地域と、それから人、それから多くの人の知恵を出し合っていけば、いろんな事業ができますと。そういう中で、市内の皆さん、あるいは市外の皆さんへ

どうやってPRをしていくか、そういう面についてもまず地域としていろいろ検討をしてみてくださいと。そういう中で、我々が支援できるものについては大いに支援をしていきますと。ただ、今まではあそこのダムの記事現場の方とかそういう方が多くおられましたし、利用については形が変わっていくでしょうと。今まではどちらかといえば公共施設ということで、酒はなるべく、たばこもなるべくということでした。それと、大人よりかも子供を中心にしてきたわけですが、今後はそういうわけにもいきませんでしょうと。県の方にもある程度の許可は得ておりますから、大いにそういう面についても三夜待とかいろんな会合、そういうものについて口コミが一番いいですよと。能古見地区の人が動いていただければ動いていただくほど多くの方が1人、2人に口コミをしていただければ、やはりあそのよさがわかりますし、また、それにこたえられる料理とかなんとかについても勉強を一応してくださいと。そういう中で、どうしても行政の知識なり技術なりいろんな面での支援が要れば、そういうものについては私たちの方で御支援を申し上げますということで一応了解はしていただいておりますが、私も時々出かけておりますので、そういう面については今後とも十分に振興会と連携をしながら、赤字が出ないように、そういうことで心がけてまいりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

8番橋川宏彰君。

○8番（橋川宏彰君）

産業部長がお答えになられましたけど、そこで農林水産課といいますか、産業の方にお尋ねしますけど、7月から委託して2カ月ぐらいは名前の標識も変わっていない。自然の館「そよかぜ」がそのままになっておった。もう「ひらたに」に変わったはずとは思っておりました。

それと、農林水産課、また商工観光課が自然の館の横にワサビ田をつくった、ただ植えたばかり、ざあって、ざあってして、あとはほったらかして、カラスの取りよる、日陰は何もなかごとて、その手入れ、そのほかもやはりこれはある程度は行政が、もう能古見に委託したけん、そのあれが全部せんばいかんというのは、やっぱりある程度のところまではして、まだ7月からの委託ですので、そこまでの手入れが去年から植えておったのがまだぴしゃつとしとらじ、ちょっとほいやっていっちょくというのもどうかと思いますけど、そこら辺の考えはどうお持ちでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

今御指摘されました、まず名称の問題で、「ひらたに」ということに変わった関係で標示

が変わっていないということでございます。この件については早急に変えるように今見積もり等をとっておりますが、末光交差点のところと、それから上の標示の分と2カ所ということで一応予定をしていますが、400千円程度かかります。400千円程度見積もりが出ています。ちょっと金額的にかなり大きい部分がありますので、この辺、予算的に今検討をしているところでございます。

それから、先ほどのワサビ田のことなんですが、あれは一応施設的にはつくって、一応地場産の方で鹿島のそういう何か特産にならないだろうかと、一つ研究の段階でされておりましたけれども、議員御指摘のとおり、まだその辺の研究が進んでいなくて、日陰がなかなかとれないという状況があって、この夏の日差しでかなり縮小してしまっております。だから、この辺については商工観光課の方とも話をしながら、本当にあそこでもいいのかということも含めて検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第52号から議案第57号までの6議案を一括して質疑に入ります。

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。二、三点質問させていただきます。

まず第1点ですけれども、決算書の21ページ、市税の中の軽自動車税についてお尋ねしますけれども、昨年の14年度決算を見ましても、15年度決算を見ましたけれども、先ほどの説明では400件以上の方が未収額があるということで、大体不納欠損で500千円近く上がっているんですけれども、さっき伊東議員の方からも税の公平性ということで質問されたんですけれども、この点は毎年これぐらいずつ上がって、今度はずっと実際現実にふえてきているというのですか、軽自動車の所有者の方もどんどんこれからふえてくるんじゃないか、傾向性でふえてくるんじゃないかと思うんですけれども、若干この金額が昨年と比べてちょっと上がっているような感じもしますが、この徴収とか、そういうものはどのように、全体的には、さっき言われたと思うんですけれども、特にこの軽自動車税のことについてどのようにされているか、ちょっとお尋ねしながら、質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

水頭議員にお答えをいたします。

軽自動車税の徴収についてということで、確かに対前年度、14年度、15年度を比べてみますと、徴収率で若干悪くなっております。それで、この原因というか、軽自動車税というのは、通常の固定資産税、市民税と同様な形で取り扱いを滞納者の方についてもしているところでもあります。

特に今年度、平成16年度になってからですけれども、軽自動車税の未納が多くなったということで、軽自動車だけの特別に徴収月間というか、徴収の週間を設けまして、現在、徴収に努めているところであります。

ちなみに、軽自動車というのは、御存じのように、車検のときに納税証明書を必要としますので、通常は滞納はあり得ないというふうな考え方に立つのが普通ではありますけれども、納税証明書を税務課の窓口の方に取りに来ていただくときには、2年に1回が車検になりますので、その都度2年分を納税証明として発行しますけれども、聞くところによりますと、直接領収書を持って車検を受けられる方もいらっしゃるというふうなことを聞いています。そういう方については、1年分だけで済まされているのじゃないかなというふうに思っていますので、現在その対策としては、国の方で今後は車検のときに将来2年間の次の車検までの税金をいただくというふうな形で現在検討されているというふうなことをお伺いいたしているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

まさしくそこを聞きたいんですね。実はそこを聞きたかったんです。というのは、ある人からお聞きしたところで、車検をするときに、例えば、その車検をした次の年には納税証明書を要らなくても、次の車検をするときに納税証明をその1年分だけ持っていけば、車検をされるとか、その領収書あたりをされるということを聞いたもので、ある人からですね。ということは、1年分は払わんで、1年分払っていけば車検されるから、また2年間乗られるという感じになるということをお聞きしたもので、実はここで取り上げたわけですよ。

それで、これも市税の分の、やっぱりこれだけ400何件、そして金額にしてもかなりありますし、これの徴収なんかを今国の方でも検討されているということをお聞きしたんですけど、このようになっていけば、幾らか徴収率もよくなるんじゃないかという思いで、きょうそのことをお聞きしたかったもので、実は質問させていただきました。それで、一応そのようになるだけ少なくなるように、徴収率がよくなるようによろしく願いいたします。

次に、決算書の91ページ、ごみ問題のことについて、ちょっと質問していきたいと思いますが、すけれども、まず最初に、この成果説明書の中で、ごみの収集量は6,116トンですかね、と
なっているんですけれども、そのうち生ごみは大体どれくらい、何トンくらいなっているん
ですかね。そのうちの、全体のごみの量の生ごみの量です。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えしたいと思います。

ごみの7,683トンのうちの生ごみの量ということでございますけれども、ごみを出してい
ただく際には、可燃物、不燃物、粗大ごみということで出していただいておりますけれど
も、その生ごみにつきましては可燃物に入るわけでございます。特段その生ごみだけとい
うようなことでお出しいただいておりますので、量的には正確な数字はなかなかつかむのが
難しいと。ただ、杵藤クリーンセンターでは、定期的に抜き打ち検査と申しますか、そう
いった中で生ごみの量を袋から計測されて、推定の量というようなこと出されておるのが
現実的なことでございます。ですから、その年によって若干のパーセンテージと申しますか、
そういったのは違ってきておりますので、正確に生ごみの量が何トンかと、この7,683ト
ンのうちの幾らかというのは、ちょっと数字は把握は今しておりません。（「そのパーセン
テージはわかるわけでしょう、大体の推計のパーセンテージ」と呼ぶ者あり）パーセンテ
ージですか。（「推計のパーセント。今、杵藤で言われた推計のパーセントはわかるわけ
でしょう。そのパーセントはどれくらいですかと聞きよる」と呼ぶ者あり）パーセント
ですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）済みません、ちょっとしばらくお待ちください。

生ごみの量でございますけれども、年によって若干そのパーセンテージが違います。ちな
みに、15年度の生ごみのパーセントとしては約26.5%、1,880トンでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

どうもありがとうございます。1,880トンですか、大体25%前後と思います。鹿島市は、
この対策としていろいろ今練られています。その中で、この決算書にもあるとおり、生ご
み処理機等への補助金を今出されていると思うんですけれども、そういうふうにして対策を
いろいろ各、例えば、電動生ごみ処理機、また生ごみ処理機とか、そういう対策を練られて
いると思うんですけれども、今後、この生ごみを堆肥化するとか、いろいろ考えは将来的に
お持ちじゃないかと思うわけです。

例えば、この電動生ごみ処理機ですね、またステーションにしても、これから要するに計
画としては、どういうふうになされて、この生ごみ対策をされていくのか。例えば、家庭

用の電動生ごみ処理機ですか、これは何か3分の1が補助ですかね、60千円以上に対してですかね、何か限度額があると聞いているんですけども、これあたりもやっぱり当初の予算を決められた範囲内で行われ、それが結局オーバーしたときには、途中でオーバーした場合には、もし例えば、生ごみ処理機を買ったとしても、それがオーバーした場合には受け付けないのか、それとも予算の範囲外であっても、とにかくこの処理機を購入したら3分の1補助するのか、そういうとはどがんですかね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

生ごみ処理機の補助につきましては、一応予算を計上しております。まず、補助を受けようとする方は、買う前に問い合わせといたしますか、そういったことがございまして、その中で今現在の補助機数等もお知らせをしているところでございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

最後の方に言ったんですけども、今後どのように生ごみに対して、ごみ対策としてどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

補助件数等によって、私どもも予算的な財源等もございますし、そこら辺で、とりあえず今の現状は大体続けていきたいと考えておりますけど、急にふえるというようなことは今のところあっておりません。今後も継続していきたいとは考えております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

将来的なことでちょっと聞きたかったんですけども。

次に、予算書の124ページ、住宅問題に関して、実はこの前の議案の中ではさせていただいたんですけど、若干15年度の入居状況あたりもお聞きしていますので、ちょっとこの点に関して若干質問していきたいと思います。

というのは、この今申し込みが、例えば、この前もいただいた中では、申し込みの方が合計で14年、15年で80に対して21名が入居されていると。そしたら、ちょっとお聞きしますけれども、この入居公募ですね、公募をされるときには、実はこの鹿島市の市営住宅管理条例の3条の中に、「市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によ

て行うものとする。」とあります。その中に5点、新聞掲載、ラジオ放送、テレビジョン放送、市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示、それから市の広報誌への掲載と掲げられていますけど、今どのようにして、二つ以上と書かれていますけど、どのようにして行われているわけですか。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

ただいまの水頭議員の質問にお答えいたします。

確かにことし80名ほど入居待機者がいらっしゃいます。こういった方々に入居に対する募集をどうやっているかというふうな御質問だったと思うんです。広報をどうしているかというふうな御質問だったと思います。これにつきましては、うちの方では市営住宅につきましては、公募というよりは、皆様方に来ていただきまして、市営住宅あいていますかといったような形で現状受け付けている次第でございます。

基本的に市営住宅につきましては、うちの方に建設環境部調整室で受け付けをいたしますので、すべてお尋ねがうちの方に入るようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

これは鹿島市がこういう方法でされておられるんですかね。今の説明によれば、来ていただいた方にいろいろとその入居の申し込みの手続をされていると。これだけ80人ぐらいの申し込みがあっているんですけども、これは平成14年が37、平成15年が43ですか、じゃこの前、前回答弁をいただいたのは、その中で、来て申し込みをされて、そしてそれをとにかく順番でやっていくと。じゃ、2年、3年待たれた方もおる。例えば、この場合には、話に聞きますと、希望が第1、第2ということがあっても、希望は第1だけにしかされないということですね。第2希望まではされない。じゃ、その住宅に申し込まれたときには、順番が来るまでには、例えば、2年でん3年でん待つてくださということですかね。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

先ほども申しましたとおり、前回申しましたとおり、入居希望者の方が入居申し込みに来られた場合は、建設環境部調整室の方で受け付けをいたします。待ち順番、それからどのくらいのペースで入っておられますといったことを御説明申し上げて、その中から自分に合った、例えば、急ぎということであれば、入居順番の早い方を選んでいただいて、あるいはゆ

っくりでもいいですよということであれば、自分の希望のところを選んでいただいております。

それで、実際、本当に失礼な話でございますが、毎年20件前後でございますので、80件を入れるのには4年間はお待ちいただく、単純に割りましてもですね、こういった形もございますし、場所によりましてはもう1年ぐらいで入っていただけるといった場合もございます。特に、末光・執行分住宅につきましては、希望が多く、しかも退去が少ないものでございますから、どうしてもここだと御希望された場合は、私どももその際にほかの井手分住宅なり西峰住宅の方をお勧めいたすわけではございますけれども、やはり家族構成、またいろんな諸事情から、末光・執行分住宅だとおっしゃる方には、まことに申しわけございませんが、しばらく長くかかりますけど、お待ちくださいといった形での御指導を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

長い人で4年間ちょっと待ってとってくださいと、場所的にうまいとこ順序にいったら1年ぐらいでいいですよと、そういう今、答弁されたんですけども、前回も言ったとおり、公平性とかいった場合に、ここにまた、この管理条例の中の8条の2項の中にこういうのがあるわけですよ。「市長は、全項各号のいずれかに該当する入居申込者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を著しく超える場合においては、公開抽せんによって入居申込者を抽出する」と、このようにあるんですけど、これに対しては全然鹿島市では該当されていないわけですか。

○議長（小池幸照君）

栗林建設環境部調整室長。

○建設環境部調整室長（栗林雅彦君）

御指摘のとおり、著しく超える場合につきましては抽せんすべきだというふうになっております。まだ住宅がかなり動いていた時代と申しますか、平成10年ぐらいまではそういった形で結構戸数があいておりました。ところが、このごろ定着いたしまして、平成11年ぐらいから入居のできる戸数がどんどんどんどん減ってまいりまして、その抽せんを行ったときに、私は2年待っているんだよと、どうしてことし申し込みされた方が入れて、2年待っている私が入れないんだと、3年待っている私がどうして入れないんだという非常に強いクレームが参りまして、調整室内で話し合いました。このことにつきましては、やはり皆様方の御希望を入れて、順番で、申し込み順で受け付けをしていると、申し込み順に入居をしていただいているといったところが現状でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

わかりました。何で毎回言うかといいましたら、結局、今抽せんのことをちょっと話をされたんですけども、その抽せんはそういう不公平性を生じる、何かそういう面で言われたんですけども、よその例を見ますと、抽せんするときに、申込者の方の順番の抽せんをして、そして当たらんやったらまたもう一回抽せんをやるという感じでやっているわけですよ、ほかの自治体は。要するに、公平性を生じさせるためにやっているわけです。

今、戸数の少ないとかなんとか言われたんですけども、今はっきり言われたけれども、4年でも5年でも待っていただくということを言われたんですけども、かなり今でもとにかく入りたいということで言われたわけですよ。でも、どうしても入れないと。何年待ったんですかと、もう2年以上になりますとか、3年になりますとかですね。そして、今度は希望が第1しか書かれないということですから、そこに例えば、西峰、井手分なら井手分だけしか入れないと、それをその順番を待っておかなければいけないというところに、若干ですね。それは、たまたま申し込まれてから二、三カ月で入られたというものも聞いています。片一方では、もう4年でん5年でん、このまま通知も聞きに行かんばらんとですかねという感じで言われたから、それはこの前、答弁されたもので、聞きに行ってくださいということですので、言いました。そういうことで言ったんですけども、そういう方が何人かおられますし、何とかしてスムーズに、今急に市営住宅を建てるとか、それはもうちょっとこっちに置きまして、いろいろ住宅の政策で、いろいろあれももらっています。その中で、いろいろあれも読ませていただきました。そういう中で、何とかここで公平性と言ったら怒られるかもしれんけれども、4年も5年も待たんでよかごたる、何かそういうものは考えがないものかと思ってですね。実は、ここの抽せん等もあると——抽せんもこれはこういう今の時点ではやっていないということを言われたけれども、よその自治体の例を聞いてみますと、公平性をするためにこういうふうにしてやっていますということでお聞きしたもので、そういうふうにして今回ここに立たせてもらっているわけですよ。

そういうことで、考えてもらって、今が一番ベストのいい方向になっていると言われれば、もう僕が言う必要はないんですけども、何とか話し合いでもされて、よか方にできないものかと思って、実は今回質問させていただきました。何かあったら答弁をください。

これで終わります。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

市営住宅につきましては、御指摘のように、家賃という問題が一つあります。入居者の所得の問題でありますとか、ですから、公開抽せんとした場合に、そういう条件までクリアできるのか、自分が希望しておった家賃をこのくらいだとしておった場合に、公開抽せんをした場合に、もっと高いところにも入らばというような格好にもなりますし、その辺をどう課題を整理するかという問題がありますので、当面は今のよう形でさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。公共下水道関係で、加入率に関して質問させていただきます。

今現在、この成果説明書によりますと、15年度末で190ヘクタールの区域の整備が完了していると。その中で1,649世帯、4,765の方が既に利用されているということでございますけれども、約10年間かかりまして、これだけの方が利用されているというのは、これは多いのか少ないのか、私にはちょっとまだ判断できないのでございますけれども、この区域内の中で、例えば、上水道を利用されている方の使用料金は、上水道使用料金の50%掛けた率で多分徴収されていると思いますけれども、それ以外の方で、例えば、特に事業者の方が多いと思いますけれども、地下水、井戸水を使用している事業者の方たちがいらっしゃると思うんです。この方たちが、いわゆるこの公共下水道にどれくらい加入なさっているのかなということをお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

福井議員にお答えします。

地下水利用の方は、10件でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それでは、次の質問ですけれども、今10件の方が井戸水を利用されていると、その方々が下水道につないでいらっしゃるということなんでしょうけれども、そのほかに、例えば、井戸水を利用して事業に使っている、家庭用の方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方たちはどれくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

井戸水を使っている事業所の件ということでございますけれども……（「事業者だけじゃなくて家庭用も含めて」と呼ぶ者あり）家庭も含めてですか。

下水道に接続していただいている方としては、地下水利用の事業所は3件でございます。それと、あとは一般家庭ということでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

今の答弁をもう一度確認しますが、井戸水の利用の方が全部で10件、その中で事業所が3件ということによろしゅうございますか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

下水道に接続していただいている件数で10件でございます。そのうち3件が事業者の方ということです。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

先ほど質問したのは、この178ヘクタールエリア内でどれくらい井戸を利用している方たちがいらっしゃるかなということをお聞きしたんですけれども、今のは下水道を利用している数だと思います。それはわかりますか。わからなかったらもういいんですけれども。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

全体での井戸水利用の方の数は、今把握しておりません。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

なぜこういう質問をしたかといいますと、いわゆる中心部、この公共下水道を利用できる地域の中にも事業者の方がいらっしゃいまして、つないでない方がいらっしゃるんですね。その方になぜつながらないのかと言いますと、要するに上水道は料金がはっきりしていますよね。地下水はもちろん、量水器をつけて量をはかるそうなんですけれども、今までは地下水はただだったんですよ。もちろん電気料とかなんとかかかりますけど、工事費もかかりますが、基本的には無料だと。無料だったけど、使用量に応じてその使用量の上水道に換算した金額の50%が新たに取られるということになると思いますね。そうなりますと、いわゆる今

不況の中で、零細の業者の方たちが、今まで全然払っていなかった部分を納めなければいけないという状況が生まれてくるんじゃないかなと思います。だから、そういう状況になるからつながないという方もちょっと私も聞いたことがあったもんですから、こういう質問をいたしました。そういう状況があるというときに、私も心情として商売をやっていますから、わかります。それだけコストがかかるということは、なかなかつなぎたくてもつなげない。当然川に流しているわけですから、その責任もあるんですけども、つなぎたくてもつなげないという状況があるんじゃないかなと思いますので、これはもう原則として必ず使用量に応じて、その使用量の50%は必ずもらえるのか、それとも何らかの減免措置というのを考えておられるのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

上水道を利用される場合であろうと、自前のポンプでくみ上げた井戸水であろうと、これは水代にかかるわけじゃないんですよ。それを利用したある割合を下水道料とみなすということです。それは例えば、水洗トイレを使われる場合は、地下水を使われても上水道を使われても一緒のことですから、ちょっと先ほどの御質問自体がちょっとよくわかりませんが、だから、減免というのはあり得ないわけです。（「あり得ないわけですね、その答弁で結構です」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

先ほどの質問については、私もわかりました。

それで、この成果説明書の111ページを見てみますと、下水道使用料と受益者負担金、いわゆる受益者の方が納める分、受益者負担金については、これは一時金ですから、あとはもう入ってこないわけですね。ところが、下水道使用料については、15年で6.8%の収入ということになっています。ですから、この収入で、例えば、ランニングコストだけ、ほかの借金返済とかなんとかということのを抜きにして、いわゆるランニングコストだけを計算しますと、歳出の部だけで約13%程度はランニングコストだけにかかるということになっています。ですから、この下水道を利用される方がやはり今の約倍ぐらいにふえないと、ランニングコストが賄えないという状況が生まれてくるんじゃないかなと思います。

こういう状況になったとき、今でも50%以上が一般会計からの繰り入れという形になっております。もしも、今太良町と合併協議があっけいありますが、合併協議がもしうまくいなくなると、いわゆる特例債が使えないということ、それから国からの交付金等が減額されるという状況になったときに、果たしてこれでやっていけるかなと。もう少しやはり加

入率をふやしていかないといけないんじゃないかなという気がします。そのために、これはもう決算ですから、ここまで言う必要はないと思いますけれども、今後、どのようにして加入者をふやしていかれるのか、先ほど地下水、井戸水のことを言いましたのも、わずかな数ですけれども、その方たちにもやはり加入してもらおうように努力しましょうという意味で先ほど申しました。

ですから、現在も加入なさっていない方たちにどのようにして加入を勧めていかれるのか。下水道法によりますと、いわゆる供用開始から3年以内に下水道につながなければいけないという法律があるようございまして、これに対して罰則というのは多分ないんじゃないかなと思いますから、これは法律ですから、どうしてもございませぬけれども、今からこのような状況を見て、どのように次お考えなのか、これはあれだったら次の一般質問で質問よろしゅうございませぬけれども、お考えがございましたら、お答えをお願いします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

まさしく議員おっしゃるとおりでございまして、やっぱり接続率のアップを図らなければならぬと、まず一つ考えております。これは一般質問でも申しましたけれども、未接続者の方にやっぱり啓蒙しながら勧めておりますけれども、いろんな問題点がございまして、なお一層の努力をしていかなければならぬと。

それから、接続できる範囲を広げなくてはならないというのが一つございませぬけれども、これも長期的な実施計画に沿って、汚水について面整備を図っていきたいと考えておるところでございませぬ。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ここで幾ら言っても急に接続率が上昇するわけじゃないと思いますけれども、できるだけ本当に努力をしていただいて、この収入に占める使用料の割合をできるだけふやしていただいて、一般会計からの負担が少ないようにしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませぬか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけ御質問いたします。

107ページ、商工費に関しまして、さくら通りのポケットパークの整備の関係でちょっとお尋ねをいたしますが、工事費が18,112,500円で執行されておりますけど、これは多分単

独事業でやった事業じゃないかと思いますが、一方、その前に公園そのものは、それはつくり方が様式が違いはしますが、中央交番ポケットパークですね、これは平成9年に工事が完了いたしておりますが、面積的には交番前の方が広いんですね。これは県事業だったと思いますが、これが500数十万円ぐらいで終わっておるようです。それから、商工会館前のスカイロードの方の、ここもポケットパークと言うのかどうか知りませんが、ここが大体9,000千円程度かなというふうにはちょっと私は記憶をいたしておりますが、面積的にはさほど変わらないか、むしろ今回のさくら通りの方が狭いのかなという印象を、現場に行ってみればするんですけど、工事費だけはちょっと倍以上ですね、商工会館の前の9,000千円で倍、中央交番前でいったら3倍以上の費用がかかっているということですが、これは土地代、地代まで含めた工事費になっているのかどうか、そこら辺ちょっと説明をいただきたいと思っております。地代が入っていないということであれば、何ゆえに狭い公園がこれだけ高いものになっておるのか、ちょっと説明をいただければと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

先ほどの質問にお答えを申し上げます。

ポケットパークの整備工事でございますけど、これは工事費のみでございます。（発言する者あり）（「なぜ高いのかということですよ」と呼ぶ者あり）ちょっと済みません、休憩をよろしいですか。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時37分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案質疑を続けます。

16番議員の質問に対する答弁を求めます。中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

先ほど空の広場、太陽の広場、それで派出所前が空の広場ですけど、工事費を5,000千円、9,000千円というお話でしたけれど、実際派出所前が約39,546千円かかっております。それから、太陽の広場が23,336千円ということで工事費がなっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

新町のポケットパークの件でございますけれども、面積が143.5平米でございます。この費用につきましては100%助成ということでございまして、この内容につきましては、地元といろいろ協議の結果、隣接地のあたりに塀をつくったと、それから、あと舞台等をつくっております。それで、工事費が18,112,500円と、あと委託料でございますけれども、1,827千円かかったということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ちょっと数字が余りにも違い過ぎるのかなと、今、都市建設課長の御説明の分は、それはほんな地代を除いて、上工事だけでですかね。関連して、ほかの設備、トイレとか、そういう附属設備があると思えますが、そういうのを除いてということですか。ちょっとその点で。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

トイレ等は別でその分がかかっております。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

ちょっと今この場で比較がしづらいわけなんですけど、追ってその概要を比較できるような資料をいただけますか。二つの公園との比較ができるような。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

確認ですけれども、今おっしゃったのは、新町のポケットパークと、それからもう一つは……（「交番前と……」と呼ぶ者あり）交番前の横の公園ということでございましょうか。（「それと商工会議所……」と呼ぶ者あり）それと、商工会議所の横の公園ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、後ほど全部調べました後に提出したいと思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ほかに。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山です。1件だけ質問したいと思います。主要施策の成果説明書の19ページでお願いをしたいと思います。

19ページの戸籍住民基本台帳費というところでお尋ねをしたいと思いますが、これをずっと見ておりますと、事務効率化に取り組むということで、年度末・年度始めの開庁、または休日・時間外に証明書等の交付を実施されたということになっておりますが、これを実施するに当たって、利用者等の状況をまずお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

寺山議員の御質問にお答えいたします。

まず、この年度末・年度始めの開庁につきましては、平成14年度の末から実施しております、2回実施いたしております。これの利用者については、1回目、2回目とも50名前後の利用者だったかと思っております。

次に、休日・時間外の諸証明の交付制度については、平成9年度から実施をいたしておりますが、この数についてが、利用者についてがちょっと今手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただくということでよろしゅうございましょうか。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

具体的な数はいいと思いますが、それを利用される方の声とか、やっぱりこれを開始してよかったということについての、その辺の御意見等があったら次にでもお聞かせをしてほしいと思いますが。

やはりこういうふうな、今は何でもなんですが、こういうふうな公共機関ですね、それから一般のお店等も24時間営業等が多数出てきております。そういうふうなものがどんどん出てきて、本当にいいものかなという思いもありますが、やはりそれを必要としている人がいるから、こういうふうになったんだろうというふうに思いますが、こういうふうなものが行き過ぎないように私は切に願う者の一人であります。これをもとにお聞きをしていきたいんですが、今回、こういうふうな総括的に住民の皆さんの御意見等があったから、こういうふうにしたかと思いますが、この程度にとどめられるのか、今後またいろんな計画等えられるのか、その辺についてお聞きができたかと思いますが、お考えでもいいです。その辺はどんなでしょうか。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

お答えいたします。

ただいま鹿島市におきましては、ここに計上しております時間外に含みましては、2点について実施をしておりますが、よその状況を見ましたら、通常の間外とかもございしますが、今のところ鹿島市では一応これで行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ありがとうございました。私が知り得るといいますか、私の行動範囲といえますか、そういう中では、余りこれ以上の規模といえますか、サービスの向上を求める声というのは余りないんじゃないかなというふうに思っております。

それで、この程度は必要であるかもわかりませんが、やはりサービス過剰ということもあろうかと思っておりますので、その辺を見きわめながら、今後の対応もぜひお願いをしたいと思っています。

次に、質問をちょっと変えますが、次の項に15年8月から住基ネットといえますか、第2次サービス等が稼働をいたしたわけなんですけど、この利用ですね、今どのような状況の中で行われているのか、その辺わかりましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

おっしゃられるように、第2次の稼働が昨年8月25日から始まっておりますけれども、2次稼働で適用になりましたのが住民票の写しの広域交付でございますけれども、よその市町村の人が鹿島市で交付を受けた件数が、これは昨年8月25日に稼働いたしまして、ことしの8月31日まで、実質1年間ですね、その実績が21件でございます。逆に、当市の人が他市で交付を受けた件数が25件でございます。

それともう一つ、2次稼働で転入・転出の特例の場合の受け付けができるようになりましたけれども、これの利用につきましては、利用がただいまのところありません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

ありがとうございました。

次の質問に行きたいと思いますが、私がちょっとよくわかりませんので、お伺いをしたいと思います。

16年の3月31日現在で鹿島市の人口は3万3,352人です。そして、戸籍上の本籍人口というのが4万8,577人ということで、この本籍人口と現在の人口というものの違いが結構あるように思いますが、本籍人口がどういう方になっていらっしゃるのか、そしてその場合、税金とか手数料等、鹿島市にとって得する部分があるのか、余り関係ないのか、その辺についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

お答えいたします。

住民基本台帳上の人口と申しますのは、御存じのように、鹿島市に住民登録をされている方でございます。

本籍人口と申しますのは、鹿島市に人口のある方的人数でございます。例えば、親さんが鹿島市出身で、婚姻をされて、よそに住んでおられても、親元さんと同じような番地に本籍を置いておられる方、だから出身の方といいますかね、そういうことで住民登録されている方と、本籍人口というのはおのずと違ってくると思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

戸籍の鹿島市にあるなしは、税金とは関係ございません。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

私が知識が余りないものですから、本籍を移した場合と移さない場合、その本人にとっては得する部分、または不都合な部分、そういうものはないわけでしょうか。そしてまた、当市にとっても何か戸籍謄本等をとる場合に手数料の違い等も全くないのか、ちょっと私わかりませんので、そういう区別はないのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

堤市民課長。

○市民課長（堤 節代君）

お答えいたします。

まず、不都合についてですけれども、当市に本籍を置いておかれまして、よそに在住の方の場合には、どうしても謄本なんかの交付の場合は本籍地でしかできませんので、郵送で請求されるという手間が出てくるかと思えます。

それから、手数料については、戸籍1件につきということで決まっておりますので、市外の方、市内の方の区別はございません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。何点か質問したいと思いますが、まず最初に、これは先ほど谷口議員が質問されましたので、実は私もこの問題ではお尋ねをしたいと思っておりました。と申しますのは、皆さんよく御存じで、あそこが18,000千円公園と、私も知りませんでした、正直言って。この決算書を見て、数字の細かいところまで知りましたが、それで、18,000千円、どがんしてかかっとなんとやらかというような声、どがんとなんとですかと言われても、私は全くわかりません。先ほどの質問の中でも土地代も入っとなんとですかというようなことも言われておりましたが、そうじゃないということで、いろいろ先ほど御質問がありましたので申しませんが、お願いをしたいと思えますのは、具体的に正しく私も皆さんに説明することが必要と思えますので、これに関する設計書と言わんといかんですかね、設計図と言わんといかんですかね、それと仕様書というのですか、単価とかいろいろなのが書かれているのがあると思えます。それをすべて提出していただきたいと思えますが、よございませうでしょうか。——今じゃなくていいですよ、後ほどいいですよ。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えいたします。

設計書等の閲覧をしていただければというふうに思います。といいますのは、図書等が大変多うございませうので、そのコピーとか、そういうものが大変ございませうので、申しわけございませうが、できれば閲覧の方法でお願いしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、設計書については閲覧をしたいと思えますが、わかりやすい形で、何が材料が幾らとか、人件費が幾らだとか、例えば、あそこは何と言わんといかんですか、柱……、何

て言うですかね。（発言する者あり）ずっとしてありますが、例えば、ああいう単価が幾らぐらいとか、そういうのをわかりやすく書いていただければうれしいと思いますが、それでお願いをしたいと思います。もちろん閲覧はさせていただきたいと思います。

では、質問に入りたいと思いますが、まず第1番目にお尋ねをしたいと思いますが、今この不況の中で、県が緊急雇用創出基金事業というのを行って、それぞれの自治体はその取り組みをやっておるわけですが、鹿島市としても平成15年度、その事業を受けての取り組みがされたわけですが、15年度で財源がどれくらい利用されたのか、そしてまた、このことで何名ぐらいの人たちが仕事につくことができたのかということ、まずお尋ねをしたい。それから、どういう事業か、一つ一つ拾っていけばわかりますが、お願いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

平成15年度の佐賀県緊急雇用創出基金事業でございますけれども、金額は68,265,333円でございます。これによりまして雇用された方は60名でございます。

事業の内容でございますけれども、11事業を市の方でやっております。教育委員会関係でいいますと、学校適応等支援事業、それから基礎学力向上対策事業、地域教育力向上推進事業、あと農林関係で申しますと、農林道整備事業、それから公有水面占用物件調査確認事業、それからごみマップ事業、農道環境整備事業、公園緑地景観整備事業、それから下水路・ポンプ場等環境整備事業、スポーツ委託周辺環境整備事業、それから公園緑地景観保全事業ということで、11事業でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたように68,000千円、約70,000千円の事業で、60名の雇用ができたというふうなことで、本当に事業としては歓迎すべきものだったと思いますが、今日、流れの中で、16年度まではこの事業が続けられてきましたが、17年度の事業というのが非常に危ぶまれているわけですが、その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

緊急雇用事業につきましては、16年度までの事業と一応聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに16年度までの事業でしたが、各自治体がやはり今、先ほどの説明でもわかるように、常時じゃないにしても、これだけの雇用、そしてこれだけの効果が出ているという状況の中で、やっぱり続けてもらいたいというような、そういう意見も出ているし、鹿島市としてもそういう要求をすべきだと私は思いますし、これはもちろん議会もすべきだと思いますが、その辺について、鹿島市としては、16年度終わります、ああそうですかで終わっているのか、それとも17年度もぜひ継続をしてもらいたいというような、そういう対応をなさったのかどうかお尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えいたします。

担当者間ではなるべく県の方にも今後も継続してほしいですねというような申し出はしておりますけど、あくまでもこれは国の事業ですので、我々ではどうこうということは言えません。そういう状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに、市が直接するわけじゃないので、今のようなお答えだと思いますが、この事業自体をどう受けとめられているかということになると思いますが、私は、国であろうと、それがよりよかったと思うなら、やっぱり国に意見を上げるべきじゃないですか。ほかのことも国に出張だってあると思いますから、直接やっぱり担当部署にそういう声を上げていくということ、このこと私大事だと思うんですよ。それを今、もういろいろ言いませんが、ぜひそういう対応をしてもらいたいと思います。議会関係の資料を見ておりましたが、既に議会ではその継続をという意見書が上がっている自治体もあるわけですから、これはもうお互いにいいことはいいとしながら取り組む必要があると思いますので、私たちではどうにもできませんではだめなんですよ。こんないいことないでしょう、こんな70,000千円もお金を持って、60人も仕事を、今そのまましようとしたらできないわけですからね、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います。

次です。成果説明書の12ページです。先ほどもちょっと出ておりましたが、ケーブルテレビに関してお尋ねをしたいと思いますが、先ほど加入者のことをおっしゃってました。私ちょっとこのところ理解できませんから、直接そこが質問じゃないですが、成果説明書の

中には「鹿島市にケーブル施設（今年度は鹿島市全世帯の約80%をカバーする）を整備し」ということで書かれておりますから、私は全体の80%が整備されたのかなという形で見ておりますが、先ほどの説明ではそうじゃないというように思います。

それはそれとしてでございますが、実は、いつかも申し上げましたけど、ケーブルテレビのあり方といいますか、やはり市も補助金を出しながらケーブルテレビの運営がなされているわけですから、より充実したケーブルテレビの内容、特に鹿島市のいろんな催し物なども出されておりますが、私なんか、しょっちゅうは見れませんから、テレビを入れると、すぐケーブルテレビを見ようと思って回すんですが、私が見るときは、いつも御案内ですよ。市報でもよかごたることですね。それから、たまたま何かをありよると見るぎ、ごっといー様かとばかりです。同じ人の顔の出てきて、歌ったり踊ったりしよんしゃると。こいばかりですよ。きのうやったか、きょうやったか、鹿島おどりの2日目のありよったですね。直接経営に市が云々はできないかもわかりませんが、もう私は本当に楽しんで申し込みしたんですよ。特に議会の放映も見なくちゃいけませんから、それもありましたが、今楽しかとは議会の放映いっちょです。自分のしゃべりよるとは聞かれんけんですね、後でゆっくり見させてもらっておりますが、——いや、冗談じゃないですがね。いや、本当、不思議と私が入れるときは、何か飛行機の案内とか、そんなのばかりですよ。せつかくこれだけのことをして、市も予算をつけておりますから、何とかそういうのに対して、どこまで市が何というのですか、運営とか番組の編成にタッチをされているかはわかりませんが、やっぱりよりいいものにするためには、そういう形をとっていく必要があるんじゃないかなと思いますとともに、先ほど経営は厳しいと言われましたから、やっぱりある面ではそういう人員の配置だとかができないために、そういう形になっているのかなという気がしますが、その点についていかなものでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

松尾議員にお答えをいたします。

まず、このケーブルテレビの内容の充実ですね、これに一番いい薬は何かといいますと、やはり加入者増なんですね。加入者がふえれば、当然内容も充実して、整備ができるわけです。ですから、その辺が我々もどうしたもんかというふうに非常に迷っているところでございます。

そしてまた、現在、市は一応基盤整備の建設の事業に対しての補助を行っておりますけれども、基本的に運営に官は口出しをしないという形で、運営についての補助というのは一切ございません。そういうことで、今後この事業が発展するためには、とにかく加入者増をいかに図っていくかと、そこが一番の問題だろうというふうに思っております。

それから、先ほどの80%の意味ですが、これは一応幹線を、希望者があられば、市内の約8割の方々は加入できるように幹線だけは整備をしたという意味ですね。ですから、およそ市内の8割の方々が全部加入申し出をされれば、そこから引き込みをできますよと、そういう状況まで整備したということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまおっしゃるように、確かに民間がやっているのに対して行政として直接の口出しはできないと思うんですよ。今おっしゃったように、加入者がふえると経営はよかと、それはわかっつつです。ところが、今の状況では加入者はふえんですよ、正直申しまして。私だって、よかよ、とらんねとはなかなか言えません。私がしゃべるけん見てくんしゃいて、定例市議会するとき、一般質問するだけは見てくんしゃいて言うたってですね、あんたがたに見に来うだいねて言われるぎ、うん、そがんねと言わんばなんわけですよ。だから、せっかくいいものができたわけで、やっぱりどうしたらいいかという、設備だけの援助かもわかりませんが、やっぱりある面ではその辺についてもぜひ対応していただいて、やっぱりあればとらんばいかんばい、金にかかるばってんというような、そういうものにしていく必要があるんじゃないかと私は思いますので、これについてはもういろいろ言ってもしょうがありませんので申しませんが、ぜひそういう対応をしていただきたいと思います、じゃどうするかということになると思いますが、例えば、そういうのに対する、今設備に対する補助金なんかも出されていると言いますが、その辺で何かほかに市としてやれることがあるんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

まず、CATVの会社独自でいろんな努力をしていただいております。例えば、最近では販売の促進という一つの方法として、IT電話の勧誘とか、あるいは光インターネットについての利用ができるようにするとか、そしてまた、アニマックスとって、これは23チャンネルですが、これは漫画の番組ですけど、こういったものを新規に導入したりとか、いろんな形で会社は会社として一生懸命努力をしていただいております。

そしてもう一つ、やはり加入促進については、例えば、一つこれがほぼネットワークが確立しますと、それを利用したシステムの開発ですね、例えば、行政は行政としてのいわゆる何というんですか、防災サービスとか医療サービスとか、そういったシステムの開発というのが鹿島市と、それから藤津郡で形成されますテレトピア計画ですね、そういった中にも今後この基幹整備が終わった後のそういったシステムの整備というのも一つ今後の課題にな

ってきます。ですから、そういったまた新しいサービスとしてのシステム等が開発できれば、また一方では加入促進にもつながってくる面があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

いろいろと問題もあると思いますが、確かにインターネットだとか何だとかも必要だと思いますが、例えば、今、ひとり暮らしだとか、高齢者の家族だとか、そういう人たちが本当にそういうのを利用しながら、ああ、がんとのあるけんよかばいというようなものの番組だとか、いろいろあると思うんですよね。この前、本当によかったのは、台風のときやったですね。どういう状況になっているかと、それから鹿島のまちの中を、後からではありましたが、車が走って、こういう状況ですからということ、ああいうのが流れると、これは外に出たらいかんばいというような判断もできるという、そういう面も少しは出ておりますが、より利用しやすい、やっぱりかたっておったがよかばいと言えるような、そういうのに市としてもアドバイスをさせていただきたいと思います。

次です。成果説明書の51ページです。ここに認定農家のことが書いてありますが、その認定農業者が今 127名ということで、ここにありますが、認定農家の人たちの農業の経営状況というのはどうなんでしょうか。大型化をされて取り組んでいらっしゃると思いますが、その辺の今経営状況というのがどういう状況になっているのか、大体でよろこびます、お知らせください。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

松尾議員にお答えいたします。

認定農業者の状況ということでございますが、先ほど言われましたように、現在 127名の認定を行っています。これについては、いろいろ制度の中で要件がございまして、該当された方という方になりますけれども、現在の要件の中で所得が 7,000千円以上というふうなのが一つございます。これがなかなか所得 7,000千円をクリアするのが非常に厳しい部分がございます。今、認定農業者の中にはいろいろ農業のパターンがございまして、水田を主体的にやられる方、また施設栽培と組み合わせる方、それから果樹園芸と組み合わせる方ということで、そういうふうな一つの地域での農業の担い手というふうな形で今やっておりますので、それぞれの業種の中で、やっぱり浮き沈みが確かに現在あります。だから、その辺を今後どうカバーしていくかということと、もう一つは、せんだって申しあげましたけれども、米の施策大綱の中にも一つ上がっています。今この担い手の問題、それか

ら認定農業者の育成の問題、こういうことで、この方たちがやっぱり集落の中での一つの中心的な役割をしていただく、そういうことを担っていただきたいということもございます。だから、今のこの方たちの状況も、先ほど言いますように、経営状況というのは、やっぱりそれぞれ今、非常に全体的に厳しい部分もございますので、そういう中でも頑張っていております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただいたわけですが、やっぱり一番大きなのは米価だと思いますね。やっぱり米価がどう落ち着くかということですが、ことしの動きを見ておりましたも、非常に厳しい状況にあるように受けとめておりますが、そういう中で、例えば認定農家の人たちに対しては資金の融資ですね、そんなのがある程度ほかの農家と違った形でされてきたんじゃないかと思いますが、その辺の動きで農家の状況というのがわかると思いますが、その辺については、農家の人たちが今、例えば、私はいつも多良岳パイロット事業なんかを例に出して商店街なんかも言ってまいりましたけど、同じような状況になる心配はないのかどうか。例えば、認定農家ということで融資も十分できたということだけど、現実的にはそれだけに見合うだけの収入がないと返済もできないという状況になる。行く行くはみずから自分たちの田畑も手放さなくてはいけないというような状況だって、これはもう既に今まで全国的にも、例えば、田畑だけじゃなくて、畜産なんかを非常に大型化しながら、融資が受けられるというようなことで融資を受けたけど、残ったのは借金だけだったというような事態は全国にもたくさん生まれているわけですね。そういう心配は鹿島では今ないのかどうか。そういうところで、つかんでいることがあればお答えください。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

融資につきましては、今基本的には規模拡大ということで、土地を買われるようなときに融資がございます。それに対する利子の助成等が、ここに載っていますように、そういう形で行っていますが、これを認定するに当たりましては、やっぱり経営の中身について審査をしながらやるわけですので、だれにでもという形にはなりません。その方が今後どういう経営をやっているのかとしているのかというのを見きわめながら、その融資について決定を現在行っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに経営の中身を調べながらやっていくわけですけど、その時点では問題ないと言いましても、こんなに農業情勢が急速に変わっていくことになれば、先はそがんじゃないかと、多良岳パイロット事業だってそうでしょう。夢を見たわけですから、それが急速にああいう状態になったわけですからね。ましてや、国内だけじゃなくて、外国からのいろんな農業に対する圧力もあるわけですから、これはいつ何どきどうなるかわからない状況にあるわけですから、その辺については今ここでどうということとはできないかもわかりませんが、やっぱり行政としてはそれなりにそういう人々に対する密な対応といたしますか、そういうのをやって、情勢をつかんでいくということをおろそかにしないようにしていただきたいと思えます。

次に移りますが、それから成果説明書の49ページに行きます。

ここで農地転用の状況が書かれておりますが、今いろいろこう見ていると、農地がつぶされるというようなことが非常に多くなってきたわけですが、私はこういう状況を見ておりますと、例えば、もちろん農家の人にとっても大変ですけど、鹿島市全体の環境問題その他についても非常に問題が出てくる、もう既にそういうものもあるわけですが、と思えますが、そういうことを考えますと、それぞれ農家の人たちの状況もあると思えますが、行政としてある程度の歯どめといたしますか、やっぱり生活をしていかんといかん、米つくっては食うていかれんということになれば、どうしようもないという、また開発の影響でそういうことになるといえば、どうしてもできないという面もあるかもわかりませんが、かといって、それをそのまま手放しにしていきよったら、この鹿島の桑原市長は、大いなる田舎づくりなんて、きれいな鹿島市をつくらうと、そういうビジョンを持ってされておるわけですが、もう本当そういうのは夢、夢になってしまうというような、恐ろしい気が私はするわけですよ。そういう面からいって、どこまでこれをやっていくのか。例えば、一般質問でも申しましたが、これから先、国の農業に対する対応が、認定農家とか株式会社化をしなくちゃいかんとなりますと、株式会社になって企業が参入でもすれば、それこそあつと言う間に緑の大地が灰色に変わるおそれだってあるわけですよ。そういうのに対してやっぱり市としてある程度の目安というのは持つておく必要があるんじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

これは農業委員会の関係も若干かんでいると思えますけれども、一つは農業振興地域のとらえ方の問題だろうというふうに思います。これは議員申されますように、現在の農業振興

地域を今後どうやって守っていくかという立場に私たち農林水産課は立つわけでございます。そこで一つ出てくるのが、先日からありますバイパス沿いの問題あたりが浮上してくるわけですので、この辺について、今うちの方、特に企画課あたりと市の方向性について現在話をしているところでございます。

基本的には、そういう虫食いの状態には振興地域はあけていかないというふうな立場は、私たちは考えておりますけれども。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひ取り組みの方をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、63ページ、成果説明書、水産関係に入りたいと思いますが、非常にわずかではあります。諫早湾干拓問題では、佐賀地裁のあの判決が出たことで、少しは漁民の人たちに一筋の光を与えたかなという気がしてはおりますが、ただ、お尋ねをしたいと思いますのは、既に海面漁業者の人たちなんかで、もうこれでは漁業で食っていかれんから、それも本当に鹿島の場合は海面漁業者の方は零細ですよね。それで、もう食っていけないということで廃業された方もあるわけですが、15年度で海面漁業者の方及びノリ業者も含めて、水産業を廃業された方が果たしてどれくらいいらっしまったのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えをいたします。

漁業のことで、先ほど議員申されます海面漁業者という部分の数字をはっきりつかんでおりませんが、ノリにつきましてなんです、これは平成14年度、ノリ養殖業の方が194名おられましたけれども、平成15年度には192名ということで、これも2名減っています。それで、海面漁業というのは、議員申されますように、本当に鹿島の中では最近少なくなっておりまして、いろいろ藻貝をされている方についても、ノリの中にされるといような方がほとんどなわけでございます。

後で数字があればたら調べてお渡しいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま15年度のを審議中ですが、ことしに入ってから、長い間、親子で海面漁業をしていて、もうどうにもならないということで廃業したと。ただ、今のような不況の中ですから、仕事につこうとしたって、つけないと。それだけじゃなくて、例えば、あったにしても、

60歳代までぐらい若いときから漁業一本で来た人が何かをしようとしたって、なかなか困難な状況にあるわけですね。だから、本当にやっぱり当初からした仕事を続けられる、これほど幸せはないわけですけど、今のこういう状況の中ですから、本当に大変だなと思って見えています。

そういうことで、そういう人たちは途端に生活にも響いてくるわけで、そういう実態をつかみながら、これは後の分とも関連してきますが、それなりの対応ができる体制を私はずいぶんつくっていただきたいなど、具体的には後でほかの項目のところで申し上げていきたいと思っています。

もうあとわずかですので御辛抱ください。

次ですが、予算書の76ページです。私は、予算、決算のときには必ずその行政の基本じゃないかなと思って取り上げておりますが、同和事業の関連です。このことでお尋ねをしたいと思いますが、まず、今鹿島に解放同盟と同和会と二つの団体がありますが、まず構成世帯と構成人員をお知らせください。15年でいいですよ。

○議長（小池幸照君）

谷口同和対策課長。

○同和対策課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

16年度当初ですけれども、部落解放同盟が2世帯の3名でございます。それから、全日本同和会が7世帯の12名でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま解放同盟が2世帯の3名、同和会が7世帯の12名というお答えをいただきましたが、まず第1に、団体の活動資金の問題です。これも私は常に申し上げてきておりますが、2世帯3名の団体に対して1,214,176円の団体補助金が出されております。さらには、全日本同和会は、7世帯12名に対して3,637,494円という団体補助金が出されております。

ちなみに、いろんな団体がありますが、特に私はこれまでもいろんな福祉関連の団体で団体補助金のあり方を申し上げてきました。これは、皆さん見られたらわかりますから、72ページに載っていますからおわかりだと思いますが、例えば、肢体不自由児父母の会の補助金は24千円、それから母子連も24千円、戦没者遺族団体には694千円ですね、それから戦傷病者団体補助金24千円、原爆被爆者の会24千円、それから視覚障害者福祉協議会補助金24千円と、このようにして一つ二つ除きますと、大体固定されて24千円、これはもう長いことこの金額が続いています。特に、その上には社会福祉協議会運営費補助金なんていうのもありま

すが、ここでも 6,841千円の補助金ですね。

こういう補助金のあり方を見ると、同和事業自体が何であるかというのは私が言うまでもなく、十分御承知だと思いますが、この補助金のあり方をどうお考えなのか。この辺について、私はもう既にこの問題については解消すべきだと、全国自治体あちこちで同和事業というのは解消して、ほかの一般事業の中でまだ残された分についてはやっていっている分もあるんだというようなことを言いながら、常に一貫してこのことを申し上げてきましたが、いまだに全く改善されようとしなない。やめるどころか、改善もされようとしていない。この辺についていかがなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

谷口同和対策課長。

○同和対策課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

15年度の部落解放同盟活動補助金ですけれども、おっしゃるとおりに 1,214,176円、それから同じく15年度全日本同和会鹿島支部活動事業決算 3,637,494円でございます。この補助につきましても、やはり同和問題の意義といいますか、根本的なことなんでしょうけれども、やはりこの同和問題そのものが御承知のように、長年にわたって基本的人権を侵害されている最も重大な社会問題で、就労、結婚、差別発言など意識面での差別現象が後を絶たず、同和問題は未解決であるという認識でございます。

それで、運動体につきましては、この解決に向けて、いわゆる行政と運動体の役割ですけれども、やはり補完的な役割を担っているというふうな認識をいたしております。

そこで、地対法、それから地対財特法が失効した後も、平成12年に人権教育及び人権啓発の推進に関する法律とか、そういうものも施行をされております。そういう中で、やはり人権の啓発が重要であるというふうな認識をいたしております。そこで、そういう啓発を中心とするソフト事業を運動体が補完的な役割を担っているというふうな認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今のは、その都度おっしゃってきたことです。

それで、関連をしながら、次の質問に移りたいと思いますが、先ほどいろんな福祉関係の団体を申し上げました。例えば、肢体不自由児父母の会だとか、いろいろ申し上げましたが、この場合は団体補助が出されると、ほかのその関連するいろんな催し物について、特別に、よっぽどのことがない限りは、別に市からの助成とかは出ていませんよね。

ところが、ここの76ページに書いてあるのを見てください。例えば、各種大会出席負担金ですね。普通だったら、補助金をもらった中で、ほかの自分たちで何らかのお金をつくって、その中から活動はするという状況だと思いますよ。この各種大会出席負担金49千円、それから行政との懇談会負担金80千円、どういう懇談会をするのかですね、80千円ですよ。何人参加されて、どういうのなのか。

それから、県内会員交流研修会負担金 115千円ですよ。それから、交流大会参加負担金60千円、こういうのがそれぞれ出されているんですよ。本来なら、そこの団体の活動資金が出されるなら、その中からこういうすべてが出されてしかりだと思いますが、しかし、ほかに別の形で出されている。そして、さらにその金額は大きいですよ。今この財政難の中で、本当にもうわずかなお金でも削られていくというような中で、こういうのだけはそのままちゃんと座っているんですよ。

だから、お尋ねをしたいと思いますが、例えば、行政との懇談会負担金、これは具体的にどういう形で行われて、だれが出ているのか、何人出ているのか、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

谷口同和対策課長。

○同和対策課長（谷口秀男君）

お答えいたします。

これは行政との懇談会負担金80千円でございますが、これは年に2回懇談会がございます、市の行政の方から2名が参加をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

行政から2名参加するだけで80千円の負担金が必要ですか。行政から参加するときには、どういう形か知りませんが、職員の方がするときには、旅費だとか日当だとか組まれると思いますが、そういうのは全く関係なくて、こういう形で参加するんですか、ちょっと内容がわかりません。

それで、どういうことがされるのか、どこで行われるのか、もう少し具体的にお答えください。

○議長（小池幸照君）

谷口同和対策課長。

○同和対策課長（谷口秀男君）

お答えします。

年に2回ございますが、これにつきましては、県、それから同和会の有地区の団体からそ

れぞれ2名参加をいたしております。その負担金ということで、80千円でございます。

(「だから、職員は、別には何も出ておらんのか、旅費とか、そういう2名職員が出よるでしょうが」と呼ぶ者あり)

旅費は出ません。ですから、これのみでございます。

○議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

○20番(松尾征子君)

はっきりしませんね。それで、ここで一つ一つ各種大会出席負担金、それから県内会員交流研修会負担金、交流大会参加負担金、これすべてについて、職員はだれが出たのか、そしてどういう形で支出がされているのか、そして、それに対して先ほど旅費は出ますと言いつつしゃったですかね、そういう付随したのがあれば、これに行くためにどれだけのお金が使われているのか、これは後で資料として出してください。お願いをしたいと思います。

次に、同じ76ページに部落史調査研究負担金 327千円、非常に大きいですね。これは随分前から出されていると思いますが、何年からこの取り組みが始まっているのか、いつからしているのか。そして、これまでにどれだけのお金が出されているのか、そしてその研究会の具体的な成果というのはどういうのが出ているのか、どういうのをされているのか、具体的にお答えをいただきたい。

○議長(小池幸照君)

谷口同和対策課長。

○同和対策課長(谷口秀男君)

お答えします。

15年度につきましては、部落史調査研究負担金 327,010円でございます。これにつきましては、部落史とか同和問題の調査研究ということで負担をいたしております。負担先につきましては、佐賀県環境課長。それで、これは根拠法令としましては、市長会、町村会等の決議もあっております。

この算出の基礎でございますけれども、均等割が30%、人口割が70%でございます。

いつごろからかというのは、ちょっとこれは調べをさせていただきます。

効果につきましては、それなり部落史の研究をしていただいておりますので、そういう効果があっているかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(小池幸照君)

20番松尾征子君。

○20番(松尾征子君)

いつごろから始まったのかは今お答えいただいておりますので、後で正確にお答えいた

だきたいと思いますが、部落史なんかの研究ということで、私たちも具体的にこういうことがされているというような中間の報告とか、いろんな全く受けた覚えはありませんね、見たこともありませんね。これだけのお金を出すことによって、もう何年もされているわけですから、どういう——支出先はどこと言いきったですかね、この団体があるわけ、ちょっと今聞き取れませんでした。（「佐賀県環境課長です」と呼ぶ者あり）じゃ、そこからこれだけの支出をしているわけですから、決算書なりが出ていると思いますが、ぜひ15年度の——15年度がもしまだでしたら、14年度でも構いませんが、それを添えて今回はこの同和関係の資料を出していただきたい。

資料を出していただく問題について、もう一度申し上げます。同和関係に関する一切の支出されたもの、これを出してください。それから、今負担金のことについて申し上げましたが、具体的にどういうふうに使われているのか、何人行ったのか、いつ行ったのか、そういうことを含めて、すべて明らかにしていただきたいと思います。よろしくお願いしますね。

次に移りたいと思います。

128ページです。——あつ、これは結構です。ごめんなさい、先ほど一緒にあわせて質問した雇用創出基金のことですね。

次は公共下水道関係で、成果説明書では 110ページになっておりますが、お尋ねをしたいと思います。

このことは、これまでも常に申し上げてきておりますが、受益者負担金のあり方ですね。これは昨年の決算のときも市長と一問一答で大分意見を交わしたことを覚えています。具体的に申し上げますと、今宅地の分についての受益者負担金ということで請求が来るわけですが、例えば、農村地域に行きますと、非常に宅地としては広い部分があるわけですが、現実的にはそこが住宅地として使っている、宅地として利用している分はそんなにないというようなところ、そうじゃなくても全体的に使っているとしても、高齢者世帯とか、またひとり暮らしとか、もう既に仕事はないと、基礎年金だけで暮らしているというような人の中には、その全体の面積に対する負担金をするのは、もう困難だと。だから、何とか現実に合ったところで取ってもらえないだろうかという要求はもうずっと以前から出されてきました。このことについては、何とか対応ができないかということで、私は決算のときはもちろんですが、いろんな機会があるたびにこのことは申し上げてきたと思います。そして、今まで来ているわけですが、昨年も大分、市長とも論議をいたしました。この件について具体的に検討がなされてきているのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

松尾議員の質問にお答えします。

受益者負担金につきましては、現況が畑であっても、地目が宅地、雑種地等であれば、受益者負担金をいただいております。（「それはわかっつきい。そいけん、検討するごと言ったけんね、その辺についての対応ができていいのか、何か話し合いをしたりしたのか」と呼ぶ者あり）検討については、いつのお話でしょうか。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

課長は、今のような御答弁ですから、全くこの件については環境下水道課としては検討もされていないと私は受けとめました。市長、記憶にあられると思いますが、この件については一度じゃないですよ、いろいろとお話をしたと思いますがね。宅地となっていると、そこにかけんわけいかんということをおっしゃったですよ、市長もね。売れたときはお金も入ろうかと、そこまでおっしゃいましたよね。しかし、現実の状況の中では非常に大変です。だから、例えば、そういうところはどを見るかという、指導するなりいろんなやり方があると思うけど、何とかそういうところで検討すべきじゃないかということを私は何度も申し上げてきておりますが、担当課が全くそがんこととはというような、とぼけたような感じですから、市長、どうですか、その辺全く、そういうちょっと検討をしてみんかぐらいいもおっしゃってもらえなかったんでしょうか。これだけ皆さんからの要求がありますが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今までお答えしたとおりでありまして、検討するということは言っていないと思います。やはり宅地という地目を決定しますと、後にはほかには変更できないということで、宅地にするときに、いい面もあります。例えば、宅地にしておいたら、売るときは高く売れるわけですし、ただし、先ほど御指摘のようなリスク面もあるわけですね。ですから、それは土地というものについては、そういう両面があるんだということは考えておかないかと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに土地が売れたらお金は入るでしょう。しかし、現実的に今ね、だからといって、例えば、払わんばなんだけ切り売りしてでん売ろうかというたって、売れるような状況じゃないですよ。じゃ、現実的に今をどうするかと。極端に言うぎ、なかぎ、お金を借りて払わんばなんとですよ。そういう人もおんしゃっわけですよ。その借りるとだって、簡単にはだれでん借られん。ここに融資制度もありますけど、そうそう丸々というわけもいかんわけで

すよね。そういう実態があるわけですから、何とかそれに対して払わんばいかんとは思ってんしゃるわけですよね。しかし、ないそでは振れぬというところですよ。本当そういう状況ですよね。それでも、それは決まっとつとやけん、それで行けというのかどうかですね。そこんところをですよ、例えば、どうせここを宅地にあれするなら、どがんかされんかということに対応をすとか、例えば、現に宅地であっても、畑にしとんしゃるところもあるわけですよ。そがんとところは畑に指導をすとか、そういうこともできないんですかね、そういう形ではね。田舎は広いですよね、宅地がね。私たちのように、家を建てる分だけじゃないですから、これはもう大変ですよ。そういうのに対してどうでしょう。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

議員おっしゃるように、宅地と農地がはっきりしておるといような場合で、分筆して農地ということであれば、可能だと考えられます。

それから、受益者負担金につきましては、5年間の20回払いということがございますけれども、先ほど議員おっしゃるように、そういった事情があられる方につきましては、相談にはお受けしているというところでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに相談には乗るといっても、現実的にはお金を払っていかんばいかんわけですから、だから、その辺の宅地を畑とか農地に移行できるというような条件があるところは、そういうアドバイスをすとか、いろんな形をとっていただくということをぜひしていただきたいし、本当にやっぱり払わんといかんというのが払えないほど苦しいのはないわけですよね。だから、その辺を、検討するとは言うたらんて市長はおっしゃいましたけど、検討していただきたいと思うんですよ。やれるかやれんかですね、やってみてくださいよ。そして、やっぱりできんと、どこでんそがんしよったけん、やっぱりできんばいということになるのかどうかですね。もうあとは答弁要りませんが、そういう今状況がありますのでお願いをしたいと思います。

次に、116ページです。国民健康保険のところでお尋ねをしたいと思います。

今、ここにも書いてありますが、「景気の低迷や失業・リストラなど厳しい状況が続くなか、滞納者に対しては適切な納付計画指導を行い、短期の国民健康保険証を発行するなど、収納率向上に努めた」というようなことで、皆さんの努力で0.44ポイントの増というようなことが書かれておりますが、私がお尋ねをしたいと思うのは、例えば、今、商売をされている人、先ほど漁業の問題も言いましたが、急に廃業しなくちゃいけないというような状況と

というのが非常に多く生まれておりますね。つい最近でも、ホテルの倒産、それに関するいろんな関係者の行き詰まり、それから個人のお店なども廃業せざるを得ないようになって廃業するというようなこと、それから破産状況に追い込まれるところとか、本当に今たくさんあるわけですが、そういう人たちへの対応ですね。そういう人たちが、大変な状況だけど、まずどうしたらいいかということで、なかなか市役所に相談に行けない、行く方もいらっしゃるかと思いますが、なかなかそういう状況になれないというような人が非常に多いわけです。そういう人たちに対するいろんな対応をしてもらわなくちゃいかんと思いますが、例えば、ここでは今国民健康保険の問題で申し上げておりますが、保険税にしても減免制度だとか、それから何ですか、いろんな状況に応じては対応をしていただく、そういう制度があるわけですけど、そういうことを知らない人もたくさんいらっしゃるわけですね。ましてや、自分が落ち目の状況になると、なかなか行きにくいというような方もあるわけですが、それぞれの関係の機関が今の鹿島の状況については、皆さんたちもどこの店がだめになった、どういう状況になったと、どういう企業が大変な状況だというようなことは、ニュースとして入ってくると思いますが、そういうのに対して的確に対応をしながら、国保の問題とか、税金の問題とか、年金の問題について、こういうやり方がありますよというような行政として指導をしていく必要があると私は思いますが、現在、特に国民健康保険関係だけでも結構です、そういう人たちに対するアドバイスというのがどういう形で行われているのか。例えば、一遍に余計失業者が出たときには相談窓口などをつくるとか、そういうことだって必要になると思いますが、そういう対応が今どれくらいされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

国民健康保険税についてでございますけれども、失業等リストラに遭われた方々に対する対応等についてどのようにしているかということでございますけれども、先般のすぎやの倒産においても 110数名の方々が離職をされたということで、それにつきましては、今度の 9 月議会の一般質問の折にも答弁いたしておりますけれども、それぞれの離職者の方々には、説明会が開かれた折に今後の手続等については説明を申し上げます。

それと、そういう方々についても、当然手続等においでになるときに、国民健康保険に加入をした方がいいのか、継続してこのままいった方がいいのか、どちらが有利なのかというふうなことについても、それぞれ個々に見えられた方については計算をして、どちらの方が有利ですよというふうなことで御指導をしているところです。

それと、国民健康保険税には、御存じだと思いますけれども、2割軽減、5割軽減、7割軽

減というふうな軽減措置があるわけですがけれども、この5割、7割につきましては、自動的に我々の方で実施をいたしますけれども、2割軽減につきましては、本人さんの申請というふうな形になっておりまして、税金が安くなるということで、通常は1回我々が案内を出せばすぐに見えていただくものというふうに我々は思っておりましたけれども、2回出してもなかなかお見えにならないというふうなことで、何とかこの辺については、こういうふうな制度がありますからということで、全部を回することはできませんでしたがけれども、滞納されている方とか所得の低い方々については、こういう措置がありますのでということで、できるだけ個別に税務課と国保係と訪問をして、そういう説明をして、申請をしていただいていると、そういうふうな対応をいたしております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今いろいろ努力をしていただいている状況はわかりましたが、大変だけど、やっぱり足を運んでもらってでも対応してもらいたいと思います。というのは、いざ仕事がなくなったということになりますと、ゆっくりしとられんわけですよ。その日暮らしせんといかんわけですからね。仕事を探しに行ったりとか、いろんなことがありますから、市役所に来て、そこで何かすぐぱっと解決する問題じゃないわけで、まずやっぱりだれでも——だれでもというか、ほとんどの人が次の仕事をどうしようとかか、そういうのに走り回れるというような状況があるわけですからね。確かに何度も手紙をやっても来られないというようなこともあると思いますが、その裏にはそういう事情もあるわけですから、本当に今職員の人もだんだん減って大変な状況になっていると思いますが、足を運べるところには行ってでも、その対応をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それからもう1点、この点で終わります。

商工関係で、成果説明書の64ページに関連をしたいと思いますが、中小企業金融というところで融資の貸し付けの結果がここにありますが、例えば、今15年の決算のときにこういうことで申しわけないんですが、つい最近もサービス業関係が何件も仕事ができない状況になったという事態がありますが、これはもう具体的に言いますと、例えば、シティホテルが閉鎖をするということで、下のお店は全部出なくちゃいけないということで、出た場合には、またどこかで店をせんといかんわけですが、ところが、いざお店をしようという場合には資金が要るわけですね。お店を借りるにしても敷金が必要、準備金が要るわけで、ところが、本当今の鹿島の中のサービス業の人たちは、まともにお金を借りに行こうとしたって、なかなか借れない状況の人が多いですね。もう銀行に行ったって、どこかに行ったって、まともになかなか借れないという状況の人が多いです。しかし、そういう人も何とか資金の準備を

して店をしないと、それこそ食っていけんわけですね。どこかに就職しようとしたってないわけですから。そういうときに、市の方の融資制度もあるわけですが、例えば、そういう人たちが駆け込んできて何とかということで、そういう多額の金じゃない分もありますが、そのときにすぐ対応できる体制が市にはありますか。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

先ほどの金融関係でございますけれども、市の方で勤労者関係でやっておりますのが勤労者福利厚生資金という制度がございます。これはあくまでも個人さんの福利厚生のためのお金を借りれるという制度でございます。これが限度額が1,500千円。それからもう一つは、住宅とか教育のためにお金を借りる制度がございますけれども、これも制度がございます。こういうふうな二つの制度が勤労者関係の制度でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま勤労者関係の制度ということで1,500千円とかあるということですが、じゃその制度は、例えば、サービス業の仕事をなさっている方が必要だといって、お願いに来た場合に利用できますか。私は、商工関係に関連するんじゃないかと思って聞きましたが、そっちの方向で何かそういうのが必要なときなんですけど。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

先ほどは勤労者関係でございますけれども、中小企業の金融関係で市の方の資金でございますけれども、運転資金の場合が5,000千円、それから設備資金の場合が7,000千円という制度がございます。そういうふうな制度を利用させていただくかなと思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

先ほどおっしゃいましたように、運転資金、設備資金があるのはわかりますね。以前、そういう資金を貸していただくということでお願いに行ったときに、あんたがたはもう借られんと。さっき私言ったでしょう、まともなところに行って借れないと、そがんとろには貸さんばいというようなことですが、しかし、そういう人たちも何とか資金の援助を

いただいて、仕事を始めないと、もうかすみを食うては生きられんわけですよ。だから、そういう人たちに対して 5,000千円も10,000千円も要らんわけですよ。小口でいいわけですよ。そういう市の制度の活用が今ここの鹿島市でできますかとお尋ねをしているわけですが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

現在、そういうふうな制度はございません。私どもと申しますか、市で融資をする場合に、この融資をした、まず原資は市民の税金であります。だから、これは必ず返ってくると、こういう保証が傍らに必要なわけです。この保証協会に通常の場合はそういう役割をしてもらうわけですが、この保証協会でもできないということになれば、これはできないということになります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今そういう人たちが非常に多いわけですが、じゃあ、そういう人たちはどうしたらいいんでしょう。本当、何とかそこで立ち上がらんと、何もできんわけですよ。じゃ、そういう人たちはサラ金から借るんですか。サラ金は貸しますよね。税金を納めておらんでも貸します。しかし、そういうことをすれば、もう長くせんでどうなるかは目に見えているわけですが、そういう人たちはどうして立ち上がったらいいいんでしょうか、教えてください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も零細企業の親父でしたので、そういう立場は何回も経験しておりますが、公的な融資というものが無い場合は、やっぱりもうこれはかなり覚悟をしなければいけないと、いろんな極限の努力が必要だというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

具体的にその努力をどうするのか、私は聞きたかったんですよ。特に零細業でやってきたとおっしゃいますから、それなりのいろんなことをされてきたと思いますが、ただ、本当に、それはうちの仕事を知らんけんたいと言われるかもわかりませんが、今、サービス業ですね、いろいろな仕事をなさっている人たちの実態というのが、もう本当にぎりぎりのところなんですよ。そういう状況等がいっぱいあるんですよ。皆さん方も夜出ていってもらった

らわかると思いますが、今日の状況がどうかということは、もうみんなよくおわかりだと思います。ここで、私が何度同じことを言っても同じ答えしか返ってこないと思いますが、ぜひ今の実態をつかんでいただいて、その実態に合った行政を行っていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

市の行政でできることとできないことがございます。それをできないからといって、それはやっぱり余りのことだというふうに思います。私たちは、市でできることについて一生懸命そういう人たちが出ないように努力もしますし、ただ、金融面でほかの金融関連の機関が貸さないからと、最後、市でどうするかと、こう言われても、ちょっとどうにもできないと言うしかございません。（「はい、最後にもう一度」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

金融の面からいくと、そうだと思いますが、市民の暮らしをどう今の時点で守っていくかと、どう立ち上がらせていくかというのも大きな仕事だと思いますので、そのところもしっかり置いておいてください。お願いします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

融資のことで御質問があったというふうに理解しておりますが、直接的には。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

松尾議員に申し上げます。鹿島市議会会議規則第54条に3回までとなっておりますから、以上で松尾議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第52号から議案第57号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号から議案第56号までの決算認定関係6議案については、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり9名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり9名を選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員名簿

（平成15年度一般・特別会計）

橋 爪 敏 ・ 中 村 雄一郎
北 原 慎 也 ・ 井 手 常 道
青 木 幸 平 ・ 中 村 清
谷 口 良 隆 ・ 中 島 邦 保
吉 田 正 明

お諮りいたします。意見書第6号から意見書第8号は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第6号から意見書第8号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 意見書第6号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第4．意見書第6号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。9番森田峰敏君。

○9番（森田峰敏君）

意見書第6号

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（案）

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体を取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

1、国と地方の協議機関の設置

地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

2、税源移譲との一体的実施

今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

3、確実な税源移譲

今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

4、地方交付税による確実な財政措置

税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。

また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。

5、施設整備事業に対する財政措置

廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせに

より万全の財政措置を講ずること。

6、負担転嫁の排除

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

7、新たな類似補助金の創設禁止

国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

8、地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映

地方財政対策・地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月27日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
内閣官房長官	細田博之	様
金融・経済財政政策担当大臣	竹中平蔵	様
総務大臣	麻生太郎	様
財務大臣	谷垣禎一	様
経済産業大臣	中川昭一	様
文部科学大臣	河村建夫	様
厚生労働大臣	坂口力	様
農林水産大臣	亀井善之	様
国土交通大臣	石原伸晃	様
経済財政諮問会議委員	牛尾治朗	様
経済財政諮問会議委員	奥田碩	様
経済財政諮問会議委員	本間正明	様
経済財政諮問会議委員	吉川洋	様

以上意見書（案）を提出する。

平成16年9月27日

提出者

鹿島市議会議員	中西裕司	鹿島市議会議員	徳村博紀
鹿島市議会議員	伊東茂	鹿島市議会議員	福井正

鹿島市議会議員 水 頭 喜 弘 鹿島市議会議員 橋 爪 敏
鹿島市議会議員 山 口 瑞 枝 鹿島市議会議員 中 村 雄一郎
鹿島市議会議員 橋 川 宏 彰 鹿島市議会議員 森 田 峰 敏
鹿島市議会議員 北 原 慎 也 鹿島市議会議員 寺 山 富 子
鹿島市議会議員 岩 吉 泰 彦 鹿島市議会議員 井 手 常 道
鹿島市議会議員 青 木 幸 平 鹿島市議会議員 中 村 清
鹿島市議会議員 谷 口 良 隆 鹿島市議会議員 中 島 邦 保
鹿島市議会議員 吉 田 正 明 鹿島市議会議員 谷 川 清 太
鹿島市議会議員 松 尾 征 子
鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第6号 地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

日程第5 意見書第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 意見書第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

お断りをいたします。ただいま委員長は体調不良のため退席しておりますので、副委員長で読み上げさせていただきます。

意見書第7号

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）

我が国の森林は、木材の供給はもとより、国土の保全、良質な水の安定的な確保など、多面的機能を有しており、豊かな国民生活を送る上で欠くことのできないものとなっている。

特に、近年では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての役割が期待されている。

京都議定書では、我が国が国際的に約束した温室効果ガス削減目標6%のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしていることから、削減約束の達成には適切な森林整備・保全の推進が不可欠なものとなっている。

しかしながら、我が国の森林整備を担う林業は、国産材需要の減少等を要因とする木材価格の低迷等により採算性が大幅に悪化している。

この結果、我が国の森林は、間伐などの手入れが十分に行われない人工林や伐採後植林が行われない、いわゆる植栽未済地が増加するなど、このまま推移すれば二酸化炭素の吸収量の減少や森林の持つ多面的機能の発揮に支障を来たすことが懸念されている。

このため、森林整備に必要な財源を確保し、あわせて国産材の利用を推進することにより、森林吸収源対策を着実に進めていくことが極めて重要であり、この対策の推進は、林業の活性化はもとより山村地域の振興にもつながるものである。

よって、国においては、森林整備の諸対策を一層充実させ、森林の持つ多面的機能を高めることとあわせ、温暖化対策税の創設とその税を森林整備を推進するための新たな財源として位置づけ、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進と林業の活性化並びに山村振興を図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月27日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様
内閣総理大臣	小泉純一郎	様
総務大臣	麻生太郎	様
財務大臣	谷垣禎一	様
農林水産大臣	亀井善之	様
環境大臣	小池百合子	様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年9月27日

提出者

鹿島市議会議員	中西裕司	鹿島市議会議員	徳村博紀
鹿島市議会議員	伊東茂	鹿島市議会議員	福井正
鹿島市議会議員	水頭喜弘	鹿島市議会議員	橋爪敏
鹿島市議会議員	山口瑞枝	鹿島市議会議員	中村雄一郎
鹿島市議会議員	橋川宏彰	鹿島市議会議員	森田峰敏
鹿島市議会議員	北原慎也	鹿島市議会議員	寺山富子
鹿島市議会議員	岩吉泰彦	鹿島市議会議員	井手常道
鹿島市議会議員	青木幸平	鹿島市議会議員	中村清
鹿島市議会議員	谷口良隆	鹿島市議会議員	中島邦保
鹿島市議会議員	吉田正明	鹿島市議会議員	谷川清太
鹿島市議会議員	松尾征子		

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第7号 地球温暖化防止のための森林吸収源対策の確実な推進を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第7号は提案のとおり可決されました。

日程第6 意見書第8号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．意見書第8号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

意見書第8号

有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を
求める意見書（案）

佐賀地裁は有明海沿岸四県の漁業者が申し立てた国営諫早湾干拓事業の工事差し止め仮処分申請を認め、「一審判決まで工事の続行を禁じる」決定を下した。佐賀地裁は決定理由で、漁獲量減少などの漁業被害を認定した上で、国が設置した農林水産省有明海ノリ不作等対策検討委員会（第三者委員会）が「干拓事業は諫早湾のみならず有明海全体の環境に影響を与えている」とした見解を「極めて信頼に値する」と重視している。さらに「干拓事業が有明海で生じた漁業被害の唯一の原因とまでは言えないが、一定程度の因果関係は認められる」と言及している。

また、佐賀地裁は「国自らが設置した第三者委員会が提言した干拓地排水門の中・長期開門調査を行っていない」として、これまでの農林水産省の対応を厳しく批判した。現在、あらためて干拓事業と有明海の異変及び漁業被害の因果関係の解明を国に求める声が高まっている。亀井農林水産大臣は今年5月に開門調査実施の見送りを表明しているが、佐賀地裁の決定が求める「必要に応じた修正」に沿って干拓地排水門の中・長期開門調査を実施し、適切な対応をする必要がある。

漁業者は日々生産活動に従事しており、安心して操業ができる環境作りと良好な漁場環境の早急な復元を望んでいる。有明海の再生は重要且つ緊急を要する課題であり、漁業者及び漁業関係者はもちろん沿岸住民の切なる願いである。

よって、国は佐賀地裁の決定を真摯に受け止め、有明海を再生するための早期に徹底した原因究明を行なう必要があり、そのために諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を早期に実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月27日

佐賀県鹿島市議会

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
農林水産大臣 亀井善之様
環境大臣 小池百合子様
水産庁長官 田原文夫様
農林水産省九州農政局長 伊丹光則様

以上、意見書（案）を提出する。

平成16年 9 月27日

提出者

鹿島市議会議員	中 西 裕 司	鹿島市議会議員	徳 村 博 紀
鹿島市議会議員	伊 東 茂	鹿島市議会議員	福 井 正
鹿島市議会議員	水 頭 喜 弘	鹿島市議会議員	橋 爪 敏
鹿島市議会議員	山 口 瑞 枝	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
鹿島市議会議員	橋 川 宏 彰	鹿島市議会議員	森 田 峰 敏
鹿島市議会議員	北 原 慎 也	鹿島市議会議員	寺 山 富 子
鹿島市議会議員	岩 吉 泰 彦	鹿島市議会議員	井 手 常 道
鹿島市議会議員	青 木 幸 平	鹿島市議会議員	中 村 清
鹿島市議会議員	谷 口 良 隆	鹿島市議会議員	中 島 邦 保
鹿島市議会議員	吉 田 正 明	鹿島市議会議員	谷 川 清 太
鹿島市議会議員	松 尾 征 子		

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第8号 有明海再生のための諫早湾干拓地排水門の中・長期開門調査を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第8号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時29分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

鹿島市議会副議長 中西裕司

会議録署名議員 2番 伊東茂

同 上 3番 福井正

同 上 4番 水頭喜弘